

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

平成 24 事業年度業務実績報告書添付資料

添付資料①	退職金共済業務に係る業務・システム最適化計画	1
添付資料②	随意契約等見直し計画	1 8
添付資料③	ホームページサイトマップ	2 1
添付資料④	ホームページ上におけるご意見・ご要望の受付状況 (24 年度)	3 0
添付資料⑤	「ご利用者の声」24 年度集計結果	3 1
添付資料⑥	緑の雇用現場技能者育成対策事業	3 2
添付資料⑦	累積欠損金解消計画 (中退共・林退共)	3 3
添付資料⑧	平成 24 事業年度資産運用に係るパフォーマンス状況 (一般の中小企業、 建設業、清酒製造業、林業退職金共済事業)	4 3
添付資料⑨	平成 24 事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する、 評価報告書	4 9
添付資料⑩-1	一般の中小企業退職金共済事業における平成 23 事業年度に係る 資産運用結果に対する評価結果報告書	6 4
添付資料⑩-2	建設業退職金共済事業における平成 23 事業年度に係る 資産運用結果に対する評価結果報告書	8 0
添付資料⑩-3	清酒製造業退職金共済事業における平成 23 事業年度に係る 資産運用結果に対する評価結果報告書	1 0 2
添付資料⑩-4	林業退職金共済事業における平成 23 事業年度に係る 資産運用結果に対する評価結果報告書	1 2 2
添付資料⑪	能力開発プログラムの概要	1 3 5

退職金共済業務に係る業務・システム最適化計画

2008年（平成20年）3月31日

2010年（平成22年）10月1日（改定）

2012年（平成24年）11月1日（改定）

独立行政法人勤労者退職金共済機構

第1	業務・システムの概要	1
1	対象範囲.....	1
(1)	中退共制度に関する業務・システム.....	1
(2)	特退共制度に関する業務・システム.....	1
2	最適化の基本理念.....	2
第2	最適化の実施内容.....	3
1	システムの機能統合と構成の見直し.....	3
(1)	中退共電算システム・特退共電算システムの基盤統合.....	3
ア	システム基盤の統合.....	3
イ	ネットワークの統合.....	3
ウ	端末の共通化.....	4
エ	特退共システムのデータベース統合.....	4
(2)	メインフレームのオープン化.....	4
(3)	オープンなソフトウェアの活用.....	4
ア	標準技術の積極的採用.....	4
イ	中退共システムのデータベース処理方式の統一.....	5
ウ	パッケージソフトウェアの活用.....	5
(4)	適正なスペックサイジング.....	5
ア	CPU 資源の有効活用.....	5
イ	ディスク資源の有効活用.....	5
ウ	プリンタの有効活用.....	6
(5)	外部連携先とのデータ伝送の促進.....	6
2	業務の効率化・合理化.....	6
(1)	建退共の業務・システム効率化.....	6
ア	支部端末の統合及びオンライン化.....	7
イ	本部システム機能の集約.....	7
ウ	支部と事業本部間の帳票イメージ伝送の実現.....	7
エ	共済手帳のバーコード化.....	8
(2)	清退共・林退共の業務・システム効率化.....	8
ア	業務・システムの共通化.....	8
イ	OCR 化を前提とした特退共 3 事業の帳票統一.....	9
(3)	帳票出力方式の見直し.....	9
ア	顧客送付帳票出力の外部委託.....	9
(4)	各種申請書の様式等の見直し.....	9

ア	申請書様式の見直し.....	9
イ	ホームページ FAQ の拡充、ダウンロード様式の追加.....	9
ウ	機構送付物の案内見直し.....	10
(5)	給付業務管理端末の業務分散化.....	10
3	安全性、信頼性の確保.....	10
(1)	セキュリティに関するルールの明文化.....	10
(2)	セキュリティに関するルールの周知並びに教育の徹底.....	11
(3)	業務委託先のセキュリティ管理.....	11
(4)	業務継続性の確保.....	11
ア	事業継続計画の策定.....	11
イ	システムの信頼性向上.....	12
ウ	遠隔地での情報保管.....	12
4	調達における透明性の確保.....	12
(1)	競争入札への移行.....	12
(2)	アンバンドル調達の実施.....	12
(3)	著作権等の知的所有権の明確化.....	13
(4)	調達管理プロセスの確立.....	13
5	業務・システム最適化計画の実施に向けた体制の整備.....	13
(1)	システム管理体制の見直し.....	13
(2)	システム管理部門の能力向上.....	13
第3	最適化工程表.....	14
第4	現行体系及び将来体系.....	14

第1 業務・システムの概要

1 対象範囲

中小企業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づき、中小企業事業主の相互共済の仕組みと国の援助により退職金制度を設け、これにより中小企業勤労者の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的としており、中小企業の事業主に雇用される従業員を対象とした一般の中小企業退職金共済制度（以下「中退共制度」という。）及び特定業種（建設業、清酒製造業、林業の3業種が厚生労働大臣に指定されている。）に属する事業主に期間を定めて雇用される従業員を対象とした特定業種退職金共済制度（以下「特退共制度」という。）から成っている。

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、中小企業退職金共済制度の運営主体として、制度の運営に必要な各種手続処理及び掛金運用等の業務を行っている。また、機構は、平成15年10月から独立行政法人へ移行しており、事業運営に当たっては「自律性」、「効率性」、「透明性」を確保した上で、制度を安定的、効率的に運営することが求められている。

「退職金共済業務に係る業務・システム最適化計画（以下「本計画」という。）」において最適化の対象となる業務・システムは、中退共制度及び特退共制度に係る共済契約締結業務、掛金収納業務、退職金等支払業務及び各種変更処理業務並びにこれらの業務を実施するためのシステムである。

(1) 中退共制度に関する業務・システム

中退共制度は、中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業本部にて業務運営を行っている。

業務の概要として、事業主を共済契約者とした退職金共済契約の締結、掛金の請求・収納、被共済者としての従業員に対する退職金等の支払、掛金月額の変更、退職金試算、中退共制度に関する各種照会等の問合せ対応などの業務を行っている。

また、これらの業務を処理するシステムとして、「中退共電算システム」を運用している。

(2) 特退共制度に関する業務・システム

特退共制度は、特定業種ごとにそれぞれ、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業本部、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業本部、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業本部で業務運営を行っている。

中退共制度との相違点として、特退共制度は被共済者が事業主間を移動することを前提とした制度である点が挙げられる。そのため、掛金の納付方法が、中退共制

度では、共済契約者の預金口座からの引き落としにより行われるが、特退共制度においては、共済契約者が金融機関にて共済証紙を購入し、被共済者の勤務実績に応じて、被共済者が所持する共済手帳に証紙を貼付する形で行われている。

業務の概要として、事業主を共済契約者とした付満了時の共済手帳更新、被共済者としての従業員に対する退職金等の支払、特退共制度に関する問合せへの対応などの業務を行っている。

また、これらの業務を処理するシステムとして、「建退共・清退共・林退共の被共済者管理システム（以下「特退共被共済者システム」という。）」、「建退共共済契約者管理システム（以下「建退共契約者システム」という。）」、「建退共本部・支部オンラインシステム（以下「建退共NET」という。）」、「建退共共済手帳作成システム（以下「建退共手帳作成システム」という。）」及び「清退共・林退共退職金共済業務システム（以下「清・林退共システム」という。）」を運用している。

2 最適化の基本理念

退職金共済業務に係る業務・システムの最適化に当たっては、機構業務の自律的、効率的な運営を実現するため、費用対効果が高く効率的なサービスの提供を目標とし、業務の効率化・合理化、利用者の利便性の維持・向上、安全性・信頼性の確保、経費削減を図ることを基本理念とする。

業務の効率化・合理化に当たっては、現行業務の処理手続を見直し、効率的に業務を実施するためのシステム化を図る。加えて、費用対効果を考慮した上で、外部委託が可能な事務については外部委託することで、事務経費の削減を図る。

また、利用者の利便性の維持・向上に当たっては、業務の効率化・合理化に併せて意思決定及び事務処理の迅速化を図ることにより、各種手続の処理期間を短縮する。

安全性・信頼性の確保に当たっては、退職金共済業務は大量の企業情報及び個人情報扱う業務であること並びに長期間のシステム停止が許されない業務であることを踏まえ、セキュリティ及び信頼性の確保に万全を期するものとする。

経費削減に当たっては、業務の効率化・合理化による事務処理経費の削減と共に、システムの最適化によるシステム運用及び保守経費の削減を目標とする。システムの最適化に当たっては、システム全体のオープン化を進めるとともに、ハードウェア及びソフトウェアについては、汎用製品を使用することを念頭に置き、利便性、柔軟性が高く、かつ費用対効果が高いシステムの構築を図る。また、調達や契約に関しても、透明性や公正性の向上を推進し、一般競争入札を実施することで、適正な競争原理に基づく費用削減を図る。

第2 最適化の実施内容

「第1 業務・システムの概要」の「2 最適化の基本理念」を踏まえ、本計画を実施することにより、年間2.6億円（試算値）の経費削減及び年間延べ30,750時間（試算値）の業務処理時間の短縮効果が見込まれる。

1 システムの機能統合と構成の見直し

現在、複数に分散しているシステム基盤を統合し、運用及び保守の一元化を図ると同時に、メインフレームのオープン化及び汎用的なソフトウェアの活用により、システム運用及び保守経費の削減を図る。

(1) 中退共電算システム・特退共電算システムの基盤統合

ア システム基盤の統合

現在、機構では事業本部ごとに情報システムを構築しており、さらに各事業本部内においても複数の独立したシステムを併用している。各システムは他のシステムから独立しているため、サーバやプリンタ等のハードウェア資源を個別に設置する必要があり、管理対象となるシステムの増加及びハードウェア資源の稼働率の低下等の問題がある。

最適化後のシステム（以下「次期システム」という。）においては、中退共と特退共の各システムのハードウェア資源をシステム基盤として統合し、一元的な管理・運用を実施する。

これによりハードウェア資源を有効活用し、稼働率を向上させる。また、管理対象となるシステムを削減することにより、システム全体の効率的な運用を実現する。

イ ネットワークの統合

現在、機構ビル内には、中退共電算システムのオンライン処理を実施するための中退共LANと、インターネットなど外部に接続している機構LANの2系統のネットワークがあり、相互にアクセスすることができない。また、ネットワークに加え、サーバやプリンタ等のハードウェア資源が重複しているなど、費用対効果において問題がある。

本計画の実施においては、中退共LANと機構LANのネットワークを統合するとともに、サーバやプリンタ等のハードウェア資源の共有化を図ることとする。

ウ 端末の共通化

機構では、機構 LAN 用の端末の他に、各システム別に、中退共事業本部においては中退共 LAN 用、建退共事業本部においては建退共手帳作成システム用、清退共・林退共事業本部においては清・林退共システム用の端末をそれぞれ使用しているため、いずれの場合においても、職員は複数の端末を操作する必要があり、業務の効率性及び運用経費の面で問題がある。

本計画の実施においては、事業本部ごとに複数設置された端末の機能を、それぞれ 1 台に集約することで、効率的に業務を行うこととする。

これにより、次期システムでは運用経費の削減を図るとともに、システム利用者の利便性を向上させる。

エ 特退共システムのデータベース統合

特退共の各システムは、業務の目的に応じ個別に構築されたものであるため、複数のシステムが存在する。各システムは個別に運用しており、システム間をネットワーク等で連携していないため、データベースが分散され、システム間の整合性に問題があるとともに、プログラム修正などが発生した場合に関連するシステムを複数修正しなければならないなど非効率な運用となっている。

システム統合により、特退共内で複数のシステムに分散したデータベースを集約し、データの整合性を担保することで、システム運用及び保守の効率化を図ることとする。

(2) メインフレームのオープン化

現在、中退共電算システム、特退共被共済者システム及び建退共契約者システムはメインフレーム上で稼動し、特定のメーカーに依存した技術で構築していることから、保守及び運用業務の委託先が限られ、競争原理が働かないという問題がある。

本計画の実施により、次期システムはオープン系システムとすることにより、複数の業者による競争入札を実施することとする。

(3) オープンなソフトウェアの活用

ア 標準技術の積極的採用

現在、中退共電算システム、特退共被共済者システム及び建退共契約者システムはメインフレーム上で稼動しており、特定メーカー固有のソフトウェアのみでしか稼動しない環境にある。このように特定の技術や製品に依存しているため、調達における自由度が損なわれている。

本計画の実施により、次期システムは標準的な技術や製品を導入することで、情報システム調達等の自由度を高めることとする。

イ 中退共システムのデータベース処理方式の統一

中退共電算システムの業務システムは、メインフレーム上のネットワークデータベース処理方式を用いて構築しているが、決算・統計業務においては一部オープン系システムのリレーショナルデータベース処理方式も用いている。

そこで、次期システムにおいてはDBMS（Database Management System：データベース管理システム）をリレーショナルデータベースに統一することで、システム管理上の負担の低減、及び各システムの相互運用性の向上を実現する。

ウ パッケージソフトウェアの活用

本計画の実施に当たり、システムの安全性・信頼性の確保、導入後の運用及び保守の容易性並びにシステムライフサイクルにおける費用対効果を考慮した上で、汎用的なシステム機能については、パッケージソフトウェアの活用を図る。

(4) 適正なスペックサイジング

ア CPU 資源の有効活用

現在、中退共のメインフレームは、バッチ処理におけるピーク時の業務量を期限内に処理できる性能のCPUが導入されているが、バッチ処理を行っていない時間帯では、必ずしもCPU資源を有効に活用しているとはいえない。

本計画の実施においては、システム構成をメインフレームからオープン系システムに変更するとともに、システム基盤統合に伴う特退共処理の増分も含め、業務スケジュールに支障のないよう留意した上で、過剰なシステム投資とならないよう、処理量に見合った適正な性能のCPU構成とする。

これによりCPU資源の費用対効果を高め、効率的なシステム運用を実現する。

イ ディスク資源の有効活用

現在、機構では事業本部ごとにシステムが分散しており、各システムのディスク装置はデータの増加分を見越した容量で構成されているため、ディスク容量に対する使用率が高いシステムと低いシステムが混在している。このためディスク装置の使用率をシステム全体として見た場合、ディスク資源を有効に活用できているとはいえない。

本計画の実施においては、各システムの統合により、システム全体で使用する

適切な容量のディスク装置を導入することで、更なるディスク資源の有効活用を図る。

ウ プリンタの有効活用

現在、中退共電算システムにおいては、相当量の帳票類を印刷するため、高性能な高速プリンタを用いている。

本計画の実施においては、費用対効果の観点から出力帳票類の棚卸を行い、印刷の要・不要や外部委託化について整理した上で、印刷量に基づいた適切なプリンタ性能の見積もりを行う。

これにより、印刷量の削減とプリンタ性能の適正化、プリンタ資源の有効活用を実現する。

(5) 外部連携先とのデータ伝送の促進

現在、機構では退職金等の振込業務を金融機関への伝送処理により実施しているが、一部の業務においては金融機関等の外部連携先とのデータの授受を磁気テープなどの外部記録媒体により行っている。これら媒体によるデータの授受は、盗難や紛失が発生した場合、情報漏洩等の恐れがあり、セキュリティ上のリスクが存在する。

次期システムにおいては、外部連携先とのデータの授受は基本的に伝送により行うこととする。これにより、媒体によるデータの盗難や紛失、情報漏洩等のセキュリティ面でのリスクを低減するとともに、データ処理の即時性を高める。

2 業務の効率化・合理化

(1) 建退共の業務・システム効率化

建退共事業本部では、共済契約者、被共済者向けの各種手続窓口として支部を設置し、各種申請の受付、問合せ対応を実施している。

支部においては、端末システムである「建退共手帳作成システム」と、参照系のオンラインシステムである「建退共 NET」を使用し、共済契約者、被共済者の新規契約及び追加契約、共済手帳の更新、退職金請求業務等に関する申請の受付処理を行っている。ここで受付けた情報は建退共事業本部の特退共被共済者システム、及び建退共契約者システムへ反映する必要があるが、手帳作成システムが単体システムであるため、定期的に締め処理を実施し、FD、MO等の外部記録媒体に更新情報を出力する必要がある。また「建退共 NET」には支部と事業本部のデータ伝送の仕組みを備えているが、事業本部が申請書原本による最終確認を行う

ため、支部は頻繁に申請書を郵送する必要がある。さらに、事業本部のシステム（特退共被共済者システム、及び建退共契約者システム）における月ごとまたは半月ごとの処理結果は「建退共 NET」により確認が可能であるが、単体システムである手帳作成システムについても定期的に最新情報を反映する必要がある。

一方、事業本部においては、支部から届いた外部記録媒体の取込作業、申請書の仕分け作業及び特退共被共済者システム、建退共契約者システム、建退共 NET へのデータ反映等の作業を行う必要がある。

なお、特退共被共済者システム、建退共契約者システムはメインフレームで構築されたシステムであり、退職金の計算処理等が月 1～2 回のバッチ処理となっているため、業務処理の状況や最新情報の把握ができない。このことが、支部、事業本部間の問合せが多い要因となっている。

本計画の実施においては、次の通り対応する。

ア 支部端末の統合及びオンライン化

本計画の実施においては、手帳作成システムと建退共 NET 端末を統合し、支部での各種手続処理を本部システムへ即座に反映し、かつ本部システムでの処理状況を支部がオンラインで把握可能な仕組みとする。

これにより支部、事業本部それぞれにおいて、外部記録媒体によるデータ交換に伴う作業及び支部・事業本部間の電話、FAX による問合せ業務を軽減する。

イ 本部システム機能の集約

機構のシステム基盤統合に併せ、特退共被共済者システム、建退共契約者システム、建退共 NET の 3 システムの機能を集約し、各システム間におけるデータ交換作業を解消する。加えてバッチ処理を行っている機能については、各機能の業務への影響を踏まえ、バッチ処理の実施頻度の向上もしくはオンライン処理化を実現する。

ウ 支部と事業本部間の帳票イメージ伝送の実現

参照系システムである「建退共 NET」に備わっている一部オンライン処理の機能を拡充し、建退共の支部で受付けた申請書類を、OCR 読取処理を行うと同時にイメージ画像として電子化し、端末の画面上で点検処理が行える仕組みを構築する。この仕組みにより、支部で点検処理が完了した入力データとイメージ画像をリアルタイムに事業本部へ送付し、事業本部においても速やかに点検・審査が行えるようにすることで、事務処理の迅速化及びセキュリティの向上を図る。

また、申請書類を電子化することで、文書の管理・保管業務の効率化を図る。

これらの施策の実施により、年間延べ 28,900 時間（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

また建退共の各種事務処理期間について、平均 2 日程度の短縮が見込まれる。

エ 共済手帳のバーコード化

建退共支部では、共済手帳更新手続の際、手帳に記載された被共済者番号を手入力しなければならず、また、点検のため、氏名及び前回手帳交付年月等について、端末画面と目視照合しなければならないため、入力・確認に手間がかかるだけでなく、誤入力のリスクがある。

本計画の実施により、手帳発行時に被共済者番号、氏名及び前回交付年月等の情報をバーコードで印字し、更新時にはそれをバーコードリーダーで読み込むことで誤入力を削減し、照合作業を自動化する。

これにより、年間延べ 1,600 時間（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

また、支部窓口の業務処理時間が短縮され、利用者サービスの向上が見込まれる。

(2) 清退共・林退共の業務・システム効率化

清退共・林退共については、①費用対効果の関係より支部にシステム端末を設置していない、②新規契約、手帳更新業務の一部で独自の業務手順を採用している等の相違点があるものの、多くの業務について、同じ証紙制度を採用している建退共と同一の処理手順で業務を実施しており、退職金計算等についても建退共と同じく「特退共被共済者システム」を使用している。また、単体システムである「清・林退共システム」の端末を利用し、特退共被共済者システムの情報参照と、共済契約者の各種情報管理を行っている。

清退共・林退共についても、建退共と同様に特退共被共済者システムが月 2 回のバッチ処理となっていること等が、事務処理に多くの時間を要する原因となっている。

なお、特退共被共済者システムへの情報入力は、申請書類の原票をシステム運用委託先業者でパンチ入力しているため、OCR 処理に比べてデータ入力が非効率となっている。

ア 業務・システムの共通化

本計画の実施により、システム基盤統合に併せて「清・林退共システム」の機

能を整理・統合し、建退共、清退共、林退共のシステム機能を集約し、業務処理手順の共通化を実現する。

イ OCR化を前提とした特退共3事業の帳票統一

清退共、林退共については、同じ証紙制度を採用し類似する申請書類を使用しているため、書式の統一化を実施し共通のOCRシステムを利用することにより、入力業務の効率化を図る。

これらの施策の実施により、清退共、林退共において年間延べ250時間（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

また、各種事務処理期間について、平均9日程度の短縮が見込まれる。

(3) 帳票出力方式の見直し

ア 顧客送付帳票出力の外部委託

顧客等へ送付する帳票については、印刷から発送までの作業を外部委託することで、センタープリンタからの出力を行わないこととし、帳票の印刷、仕分け、回付などの業務量を削減する。

この施策については、特退共のシステムのみにおいて実施することとする。

(4) 各種申請書の様式等の見直し

各共済業務において、利用される各種申請書及び申請書記入方法に関する案内について、以下の施策を行うことにより、共済契約者、被共済者が各種申請手続を容易に行えるようにする。

ア 申請書様式の見直し

共済契約者、被共済者からの記入方法に関する問合せが多い申請書並びに誤記入及び記入漏れなどで機構から共済契約者、被共済者への問合せが多い申請書について、問合せが多く発生する箇所の点検を行い、申請書の書式及び記入案内について引き続き見直しを行う。

イ ホームページFAQの拡充、ダウンロード様式の追加

現在、機構ホームページ上では、各種申請書をダウンロード様式として提供し、かつ申請書の記入方法及び問合せが多い事項についてFAQとして公開しているが、

今後も、ダウンロード様式の追加、FAQの拡充を継続することにより、利用者サービスの向上を図る。

ウ 機構送付物の案内見直し

機構が送付している共済手帳等の各種送付物に記載されている問合せ先が明確となっていないものもあるため、問合せ案内先を整理し、加入者の利便性及び電話取次ぎ業務の効率化を図る。

(5) 給付業務管理端末の業務分散化

中退共では「確実な退職金支給のための取組」として退職金未請求対策の強化を図っており、それに伴い「退職金（解約手当金）請求書」の再発行を随時行なっている。

現行システムでは「退職金（解約手当金）請求書」の再発行は、給付業務部の専用端末機1台のみで行なっているが、口座振替停止依頼、宛名ラベル印刷、源泉徴収票印刷等も同端末機で随時行っている。そのため、各業務が集中したさいの業務遅延や、端末機に障害が発生したさいの業務停止のリスクが存在する。本計画の実施においては次の通り対応する。

上記の専用端末機を廃止し、給付業務部の各端末機から「退職金（解約手当金）請求書」再発行等を行なえるシステム開発を実施する。給付業務部の各端末機から再発行等を行なうことで業務の分散化が図れ、業務の遅延・停止のリスクが解消される。

3 安全性、信頼性の確保

退職金共済業務は、大量の企業情報及び個人情報扱う業務であること並びに長期間のシステム停止が許されない業務であることを踏まえ、個人情報保護等に万全を期すため、セキュリティポリシーやルールの策定・遵守等の運用管理面においてセキュリティ対策の強化を図る。

(1) セキュリティに関するルールの明文化

現在、機構における各システムの運用に関しては、概ね必要なセキュリティ対策を実施しているものの、各セキュリティ対策の根拠となる機構としての統一的なルールが、個人情報保護に関するもの及び文書管理に関するもの以外は明文化できていない。このため、機構としての統一的なルールに基づいて実施すべきセキュリティ対策が各システムにて個別に実施されている。

本計画の実施においては、現在策定中の「独立行政法人勤労者退職金共済機構

セキュリティポリシー（仮称）（以下「情報セキュリティポリシー」という。）」を早急に策定し、情報セキュリティポリシーに準じた情報システムの構築を行うものとする。これにより機構としての統一的なセキュリティ対策を実現する。

なお、以下に示すセキュリティルールについては、情報セキュリティポリシーの中で明文化し、必要な対策の基準を定めるとともにシステム利用者への周知徹底を図るものとする。

- ・ 物理的なアクセスコントロールに関するもの
- ・ 電子的なアクセスコントロールに関するもの
- ・ 情報の持ち出しに関するもの
- ・ データの廃棄方法に関するもの
- ・ データの暗号化に関するもの
- ・ パスワードの発行及び管理に関するもの
- ・ ウイルス対策要件に関するもの
- ・ 情報システムの変更管理に関するもの
- ・ アクセス監視に関するもの
- ・ 事件、事故が発生した場合の報告経路や方法に関するもの

(2) セキュリティに関するルールの周知並びに教育の徹底

情報セキュリティポリシー及び各システム個別のセキュリティ対策の実施手順の中で明文化したルールを、システム利用者に周知徹底を図り定期的に教育を行うこととする。

(3) 業務委託先のセキュリティ管理

機構業務の委託先に対しては、契約時に機構の情報セキュリティポリシー及び各システム個別のセキュリティ対策の実施手順を遵守するよう、取り決めを交わした上で、定期的に監査を求めるなどの方法により、業務委託先及び業務委託先の職員に対してもセキュリティ管理の徹底を図る。

(4) 業務継続性の確保

退職金共済システムが障害等によりサービスが停止に陥った場合、共済契約者、被共済者へ与える影響が大きいことから、本計画の実施において、以下の施策を行うことにより、業務の継続性確保を実現する。

ア 事業継続計画の策定

非常時・災害発生時に備え、緊急時における運用体制及びマニュアルについて検討を行い、事業継続計画として整備する。

イ システムの信頼性向上

次期システムにおいては、無停電電源装置の導入、必要な機器の二重化などにより、システム全体の信頼性を確保する。その際、共済事業として許容されるサービス停止時間から判断し、過剰なシステム投資にならないよう留意する。

ウ 遠隔地での情報保管

非常時・災害発生時に備え、退職金共済業務システムで管理している情報を、機構から遠隔地の拠点にて重複保管を行う。また、本システムで用いる業務プログラムについても、同様に遠隔地保管を行う。

4 調達における透明性の確保

情報システムに係る経費の削減を図るため、情報システムに係る調達は原則競争入札による分離調達を行うこととする。

なお、調達に当たっては「情報システムに係る政府調達の基本指針」（2007年（平成19年）3月1日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「調達指針」という。）等のガイドラインをもとに、適切な調達を継続的に実施する。

(1) 競争入札への移行

現在、中退共電算システム、特退共電算システムの設計・開発、運用とも随意契約により調達が行われているが、平成18年度より一部の調達について随意契約から競争入札に移行を行っているところであり、今後、情報システムの調達においても、原則として競争入札で行うこととする。

(2) アンバンドル調達の実施

現在、中退共電算システム、特退共電算システムについては、ソフトウェアとハードウェアについてはバンドル調達となっている。本計画により、次期システムの設計・開発においては、「調達指針」をもとに次の通り分離調達する。

- ハードウェアの調達
- ソフトウェアの調達

ソフトウェアの調達については、以下のシステム単位で分離調達を行い、保守については開発した業者が行うものとする。

- 中退共業務システム（仮称）
- 特退共業務システム（仮称）
- 工程管理支援業者の調達

- 運用管理業者の調達

(3) 著作権等の知的所有権の明確化

本計画を実施するに当たり、次期システムの設計・開発を行う際は、「調達指針」に基づき、ソフトウェアの著作権等の知的所有権は、原則、機構に帰属するものとする。

(4) 調達管理プロセスの確立

本計画を実施するに当たり、システム開発業務、保守・運用業務、各種委託業務の調達については原則競争入札により行っていくこととする。今後のシステム調達については、信頼性が高く、かつ特定ベンダーに依存しない情報システム、及びサービスを最小限のコストで調達するための調達管理プロセスを、機構として定める必要がある。

本計画の実施により、調達内容の確認・検証、及び調達方法の見直しまでのPDCAサイクルを機構において構築・運用する。

5 業務・システム最適化計画の実施に向けた体制の整備

(1) システム管理体制の見直し

中退共では、これまでシステムを管理する専任の部門が、企画、設計及び開発を行ってきた。一方、特退共においては、システムに関する専任の組織を設置していなかったことから、システムの設計から開発、運用業務全てを外部委託している。

本計画の実施においては、機構の情報システム部門については、中退共・特退共両システムを一元的に管理する専任の組織とする。

これにより、機構全体の情報システム及びシステム管理体制を一元化することで、情報資産の効果的な活用を実現する。

また、システム開発については、外注化を原則としつつ、法令改正に伴う退職金計算のシステム開発等に関しては、制度の安全性・信頼性を確保する観点から引き続き機構のシステム管理部門が実施することとする。

(2) システム管理部門の能力向上

上記を実現するため、システム管理部門においては、情報システムに関する企画力のみならず、プロジェクト管理、外注管理、情報システム監査・評価等に関する能力向上を図る。

第3 最適化工程表

別紙1の通り。

第4 現行体系及び将来体系

別紙2及び別紙3の通り。

最適化効果指標・サービス指標一覧

別紙4の通り。

随意契約等見直し計画

平成22年4月
独立行政法人勤労者退職金共済機構

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成20年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(73.4%) 163	(79.9%) 4,279,341	(97.7%) 217	(94.0%) 5,032,942
競争入札	(22.1%) 49	(46.9%) 2,510,180	(45.5%) 101	(61.2%) 3,276,247
企画競争、公募等	(51.4%) 114	(33.0%) 1,769,161	(52.3%) 116	(32.8%) 1,756,695
競争性のない随意契約	(26.6%) 59	(20.1%) 1,074,853	(2.3%) 5	(6.0%) 321,252
合 計	(100%) 222	(100%) 5,354,194	(100%) 222	(100%) 5,354,194

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額・%は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 不落・不調の随意契約は、企画競争、公募等に整理している。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	163	4,279,341
うち一者応札・一者応募	(69.3%) 113	(83.3%) 3,565,878

(注1) 上段()は競争性のある契約に対する割合を示す。

(注2) 一者応募には、要件を満たす全ての者と契約する公募(46件、268,898千円)が含まれる。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施(注1)	(4.4%) 5	(56.5%) 2,014,982
仕様書の変更	0	0
参加条件の変更	0	0
公告期間の見直し	1	9,351
その他	4	2,005,630
契約方式の見直し	(0.9%) 1	(0.9%) 32,745
その他の見直し	(94.7%) 107	(42.6%) 1,518,151
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(0%) 0	(0%) 0

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額・%は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段()は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

(注4) その他の見直しには、要件を満たす全ての者と契約する公募(46件、268,898千円)が含まれる。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

- (1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施
契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施する。
- (2) 監事及び会計監査人による監査の実施
 - ① 監事による監査において、随意契約の適正化を推進するため入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。
 - ② 会計監査人による財務諸表監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。
- (3) 随意契約等の見直し
 - ① 総合評価方式の導入拡大
情報システム、広報業務等に加え、総合評価落札方式による一般競争入札に移行可能な業務について検討する。
 - ② 保守業務等の契約
システム関連等の調達と不可分な関係にある保守業務等の契約については、当該調達を行う際に保守業務等を含めた契約を行うことができないか検討する。
- (4) 一者応札・一者応募の見直し
「一者応札・一者応募に係る改善方策について」に基づき、以下の取り組みを行う。
 - ① ホームページの一層の活用による情報提供の拡充を行う。
 - ② 調達内容に応じ、公告期間及び入札日から納入期限までの適切な設定により応札の検討期間及び準備期間を十分確保する。
 - ③ 入札参加資格等の応募要件・契約条件の緩和及び見直しについて改善の余地がないか検討する。
 - ④ 複写機の賃貸借及び情報システム等の運用、保守契約については、事業者における長期的な収支予測が可能となるよう複数年契約を検討する。

トップページ (機構)

ト 新着情報

ト 機構とは

ト 理事長挨拶

ト 役割

ト 組織図

ト 役員の状況

ト 所在地

ト お知らせ

ト 制度について

ト 退職金 共済制度

ト 国の退職金制度です

ト 加入のメリット

ト 共済制度に加入するには

ト 勤労者 財産形成促進制度

ト 勤労者の計画的な財産形成作りを、国と事業主が支援する制度です

ト 財形貯蓄のメリット

ト 財形持家転貸融資制度の仕組み

ト 情報公開

ト 情報公開制度について

ト 個人情報の開示・訂正・利用停止請求について

ト 開示・訂正・利用停止請求について

ト 個人情報ファイル簿

ト 法令・規程等

ト 公開制度の概要

ト 個人情報保護の取り組みについて

ト 法人文書の公開について

ト 公開制度の概要

ト 法人文書ファイル管理簿

ト 法令・規程等

ト 法定公開公表事項

ト 組織に関する情報

ト 業務に関する情報

ト 財務に関する情報

ト 評価及び監査に関する情報

ト 業務・システムの最適化に向けた取り組み

ト 退職金共済業務に係るシステム調達計画書の決定について

ト 情報化統括責任者 (CIO) 補佐官の選任について

ト 退職金共済業務・システムに係る刷新可能性調査報告書について

ト 退職金共済業務・システムに係る業務システム最適化計画について

ト コンプライアンス推進に関する取り組み

ト 独立行政法人から関連法人への補助・取引等及び再就職の状況

ト その他資料について

ト 役員の報酬等及び職員の給与の水準について

ト 役員に就いている退職公務員等の状況

ト 温室効果ガスの排出の抑制等のために実行すべき措置について

ト 定める実行計画

ト 温室効果ガス排出量について

ト 勤労者退職金共済機構・節電行動リスト

ト 独立行政法人勤労者退職金共済機構節電実行計画

ト 行政支出の無駄削減の取組状況

ト 退職金機構ビルのあり方に関する検討会

ト 一般事業主行動計画

ト 勤労者退職金共済機構に寄せられた国民の声

ト 個人情報保護

ト 統計資料

ト 最新データ (月次)

ト 年度別データ

ト 資産運用

ト 資産運用の基本方針

ト 資産運用管理体制

ト 資産運用の状況

ト 資産運用結果に対する評価

ト 外部の専門家で構成する委員会

ト 用語集

機構ホームページサイトマップ

関連法規

設立根拠法等

- ト 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）
- ト 中小企業退職金共済法施行令（昭和39年政令第188号）
- ト 中小企業退職金共済法施行規則（昭和34年労働省令第23号）
- ト 勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）
- ト 勤労者財産形成促進法施行令（昭和46年政令第332号）
- ト 勤労者財産形成促進法施行規則（昭和46年労働省令第27号）
- ト 独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第152号）
- ト 独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）

内部規定

- ト 業務方法書
- ト 役員給与規程
- ト 役員退職金規程
- ト 職員給与規程
- ト 職員退職手当規程
- ト 文書管理規程
- ト 法人文書の管理等に関する達
- ト 会計規程

調達情報

競争参加資格申請のご案内

意見招請

入札等に関する公告

- ト 入札公告
- ト 企画競争公告
- ト 採択結果
- ト 見積依頼
- ト 公募公告

契約締結状況

- ト 競争入札
- ト 随意契約

随意契約の基準

随意契約見直し計画及びフォローアップ

競争性のない随意契約に係る契約情報の公表

公益法人への支出状況

- ト 公益法人との契約締結状況
- ト 公益法人への契約以外の支出
- ト 公益法人への支出状況見直し

当機構OBが再就職している契約先との契約に係る情報の公表について

「1者応札・1者応募」に係る改善方策について

勤労者退職金共済機構契約監視委員会について

- ト 設置要綱
- ト 契約監視委員会委員名簿
- ト 第1回 勤労者退職金共済機構契約監視委員会 審議概要
- ト 第2回 勤労者退職金共済機構契約監視委員会 審議概要
- ト 第3回 勤労者退職金共済機構契約監視委員会 審議概要
- ト 第4回 勤労者退職金共済機構契約監視委員会 審議概要

環境物品等の調達について

採用情報

役員公募

リンク集

ご意見・ご質問

このサイトについて

サイトマップ

所在地

トップページ（中退共）

新着情報

制度について

- ト 制度の概要
- ト 制度の特色
- ト 加入の条件
- ト 掛金
- ト 通算制度
- ト 退職金

手続きのご案内

- ト 加入手続きを行う場合
- ト 事業所の雇用実態に変動があった場合の手続き（同居の親族関係）
- ト 月額変更の手続きを行う場合
- ト 掛金前納の手続きを行う場合
- ト 退職した際の手続きを行う場合
- ト 加入証明書の発行
- ト 納付期限の延長

Q&A

- ト 制度の概要について
- ト 加入について
- ト 掛金について
- ト 退職金のポータビリティについて
- ト 各種手続き・取扱いについて
- ト 預金口座振替について
- ト 退職手続きについて
- ト 退職金について
- ト 税金について

情報公開

- ト 統計資料
- ト 資産運用
- ト 財務に関する情報（機構サイト）
- ト 平成23事業年度中退共事業の財務状況について
- ト 業務に関する情報（機構サイト）
- ト 評価及び監査に関する情報（機構サイト）
- ト 個人情報保護の取り組みについて（機構サイト）

お知らせ

- ト 「厚生労働大臣が定める率」についてのお知らせ
- ト 「被共済者退職届」に被共済者の住所を記載していただくこととなりました（平成25年1月1日施行）
- ト 適格退職年金制度からの移行期間終了のお知らせ（平成24年3月31日）
- ト 加入対象者範囲の見直しについて（平成23年1月1日施行）
- ト 「掛金納付状況票」及び「退職金試算票」の送付について
- ト 退職金共済契約の加入申込みをされる方へ
- ト 東日本大震災により被災された方・そのご遺族の皆様へ
- ト 未払い退職金報道について
 - ト 退職金等の身請求者縮減への取り組みについて
 - ト 退職金等の確実な支給に向けて（お願い）
- ト 加入事業所検索
- ト 退職金共済手帳等の一斉更新について
- ト テレフォンサービス（自動音声案内）終了のお知らせ（平成24年4月20日）
- ト ワンポイント情報
- ト 広報からのお知らせ
- ト 企業訪問による無料相談受付中
- ト 広報誌等への記事掲載のお願い
- ト 補助制度を実施している地方自治体
- ト 移転のお知らせ（平成24年5月7日～）
- ト 名古屋・大阪を除く相談コーナーの閉鎖について（平成25年2月28日）
- ト 不審な電話にご注意下さい

- 無料相談・説明会等
 - ト 無料相談のご案内
 - └ 中退共制度説明会のご案内
- 退職金試算
 - ト 退職金のシミュレーション
 - └ 分割退職金のシミュレーション
 - └ 「退職金試算依頼書」による試算
 - └ 退職金計算
 - └ 基本退職金額表
 - └ 別表1
 - └ 別表2
- ダウンロード
 - ト 中退共制度のあらまし
 - └ 手続様式見本集
 - └ 中小企業退職金共済法・約款
- 事業主の方へ
 - ト 既にご加入の事業主様
 - └ 加入を検討中の事業主の方
- 従業員の方へ
 - ト 「なるほど納得！中退共制度」
- 中退共だより
- お客様サービスコーナー
 - ト 相談コーナー
 - └ 中退共本部お問い合わせ一覧
 - └ 各相談コーナーお問い合わせ一覧
 - ト 名古屋
 - └ 大阪
 - └ お得なサービス
 - └ お便りコーナー
- 資料請求
 - ト 申込書等ご希望の事業主様
 - └ 行政機関等・委託事業主団体
 - └ 代理店（金融機関）
- 委託事業主団体の方へ
 - ト 委託事業について
 - └ 資料請求
 - └ 各種届出様式
 - └ 申込受付について
- 金融機関の方へ
- リンク集
 - ト 関係団体
 - └ 助成自治体
- ご意見ご質問
- お問い合わせ
 - ト 退職金の未請求、時効等についてのお問い合わせ
 - └ 中退共本部お問い合わせ一覧（所在地・案内図）
 - └ 各相談コーナーお問い合わせ一覧（所在地・案内図）
 - ト 名古屋相談コーナー
 - └ 大阪相談コーナー
- このサイトについて
- サイトマップ
- CM動画
- 加入事業所検索

トップページ (中退共モバイル)

- └ お知らせ
- └ 中退共制度とは
 - └ 制度の概要
 - └ 加入のメリット
 - └ 加入条件
 - └ 掛金について
 - └ 通算制度について
 - └ 過去の勤務期間の通算
 - └ 企業間を転職した際の通算
 - └ 特定業種退職金共済制度（建退共、清退共、林退共）との通算
 - └ 特定退職金共済制度との通算
 - └ 退職金について
 - └ 退職金額について
 - └ 退職金の受取り
 - └ 退職金の税金について
- └ 手続きのご案内
 - └ 加入するには
 - └ 初めて中退共制度に加入する場合
 - └ 従業員を追加加入する場合
 - └ 雇用実態に変動があった場合
 - └ 掛金月額を変更する場合
 - └ 掛金を前納する場合
 - └ 退職金を請求する場合
 - └ 事業主の手続き
 - └ 従業員の手続き
 - └ 遺族の手続き
 - └ 加入証明書を取得する場合
 - └ 納付期限の延長を申出する場合
 - └ 東日本大震災の特別措置を申出する場合
- └ Q&A (準備中)
- └ 相談・説明会
 - └ 訪問による個別相談
 - └ 説明会開催のお知らせ
- └ 資料請求
- └ お得なサービス
- └ お問い合わせ
 - └ 電話・訪問によるお問い合わせ
 - └ 入力フォームからのお問い合わせ

トップページ (建退共)

新着情報

制度について

- 1. 制度の概要 (しくみ、目的等)
- 2. 制度の特色
- 3. 加入の条件
- 4. 共済契約者証
- 5. 証紙について
- 6. 手帳について
- 7. 制度間の移動通算制度
- 8. 退職金について
- 9. 加入企業・受給者の声

手続きのご案内

- 1. 契約申込みについて
- 2. 共済証紙を購入するときは
- 3. 共済手帳 (樹金助成を含む) の更新手続きについて
- 4. 労働者が事業所をやめたときは
- 5. 退職金を受け取るには
- 6. 加入・履行証明について
- 7. 経営事項審査について

退職金試算

- 退職金を請求するときは
- 退職金試算
- 税法上の取扱い

ダウンロード

- 1. 各種申請書
- 2. 制度の手引き (PDF形式)
- 3. 制度のあらまし
- 4. 知ってますか?建退共
- 5. 労働者用リーフレット
- 6. 建設業退職金共済約款 (PDF形式)

情報公開

統計情報

- ・月報
- ・事業年報
- ・年度別共済契約者・被共済者加入脱退状況
- ・最新データ/年度別データ

業務に関する情報

財務に関する情報

資産運用に関する情報

評価及び監査に関する情報

建退共制度に関する実態調査結果 見る/PDF

個人情報保護の取り組みについて

Q&A

所在地

- 本部所在地案内図 (地図)
- 組織図と主な業務 (本部)
- 都道府県支部所在地 (案内図)

資料等請求方法

- パンフレット等
- 現場標識 (シール)
- 源泉徴収票

リンク

- 関係団体
- 建設業協会
- 建設産業団体
- 提携サービス
- 関連情報

提携サービス

- レンタカー
- ホテル・リゾート
- アミューズメント
- トラベル
- 引越し
- その他

建退共加入事業所情報

担当部署一覧

ご意見・ご質問

サイトマップ

- このサイトについて
- ガイドライン
- 利用規約

機構ページ

お問い合わせ

お知らせ

動画 よくわかる建退共

トップページ (清退共)

- ト 新着情報
- ト 制度について
 - ト 清酒製造業退職金共済制度の仕組み
 - ト 清酒製造業退職金制度のここに注目
- ト 手続きのご案内
 - ト 加入するには
 - ト 加入したら
 - ト 掛金を納める
 - ト 退職金を受け取る
- ト 退職金試算
- ト ダウンロード
 - ト 共済約款
 - ト 共済契約関係
 - ト 退職金請求関係
 - ト パンフレット等
- ト 本部・支部所在地
 - ト 全国清退共支部所在地
 - ト 地域別清退共支部所在地
- ト 情報公開
 - ト 清酒製造業退職共済事業本部 公表資料
 - ト 中期計画・年度計画(機構サイト)
 - ト 決算関係書類(機構サイト)
 - ト 資産運用(機構サイト)
 - ト 統計資料
 - ト 事業季報
 - ト 都道府県別加入状況
 - ト 月次データ、年度別データ(機構サイト)
- ト サービス一覧
 - ト ホテル
 - ト 旅行
 - ト レンタカー
 - ト アミューズメント
 - ト その他
- ト リンク
- ト ご意見・ご質問
- ト Q&A
- ト お知らせ
 - ト 災害救助法適用地域等
 - ト 罹災地域の加入者に対する特例措置について
 - ト 東日本大震災により被災された方・その後遺族の皆様へ
 - ト 理事長表彰
 - ト 退職金の請求手続きや共済手帳の更新手続きを忘れていませんか？
- ト 事務所移転のお知らせ
- ト 加入事業所検索

トップページ (林退共)

- ト 新着情報
- ト 制度について
 - ト 林業退職金共済制度の仕組み
 - ト 林業退職金制度のここに注目
- ト 手続きのご案内
 - ト 加入するには
 - ト 加入したら
 - ト 掛金を納める
 - ト 退職金を受け取る
- ト 退職金試算
- ト ダウンロード
 - ト 共済約款
 - ト 共済契約申込み関係
 - ト 事務手続き関係
 - ト 退職金請求関係
 - ト 一人親方関係
 - ト 移動通算関係
 - ト 共済証紙関係
 - ト 加入・履行証明関係
 - ト 災害救助法が適用された市区町村に対する特別措置に係る様式
 - ト 林業退職金共済制度のあらまし
- ト 本部・支部所在地
- ト 情報公開
 - ト 林業退職共済事業本部 公表資料
 - ト 中期計画・年度計画(機構サイト)
 - ト 決算関係書類 (機構サイト)
 - ト 資産運用(機構サイト)
 - ト 統計資料
 - ト 事業季報
 - ト 月次データ、年度別データ(機構サイト)
- ト サービス一覧
 - ト ホテル
 - ト 旅行
 - ト レンタカー
 - ト アミューズメント
 - ト その他
- ト リンク
- ト ご意見・ご質問
- ト Q&A
- ト お知らせ
 - ト 事業主の皆様へ
 - ト 個人情報に記載された書類の紛失について
 - ト 退職金の請求手続きや共済手帳の更新手続きを忘れていませんか？
 - ト 東日本大震災により被災された方・その後遺族の皆様へ
 - ト お問い合わせの際には、メールアドレスを正しくご記入下さい。
 - ト 災害救助法が適用された市区町村に対する特別事務処理について
 - ト 過去の記録
- ト 事務所移転のお知らせ
- ト 加入事業所検索

トップページ (財形部)

- ト 財形制度について
 - └ 財形制度について
- ト 貯蓄・融資のご案内
 - ト 貯蓄・融資のご案内
 - ト 財形貯蓄制度
 - ト 財形貯蓄制度概要
 - ト 一般財形貯蓄
 - ト 財形住宅貯蓄
 - ト 財形年金貯蓄
 - ト 適格払い出しについて
 - └ 財形貯蓄制度導入までの流れ
 - ト 財形持家転貸融資制度
 - ト 財形持家転貸融資制度概要
 - ト ご利用に関する条件
 - ト ご利用にあたっての取り決めなど
 - ト 財形持家転貸融資制度詳細
 - ト 利用対象者・転貸融資を受けられる勤労者
 - ト 融資の対象となる住宅・土地・費用
 - ト 融資利率・融資額
 - ト 返済期間・返済方法
 - ト 担保・損害保険
 - ト 負担軽減措置
 - ト 福利厚生会社の利用
 - └ お申込み時提出書類
 - ト 財形持家転貸融資の利用について
 - ト 融資の申込み方法
 - ト 融資までの手続き：住宅の建設資金
 - ト 融資までの手続き：新築住宅の購入資金
 - ト 融資までの手続き：中古住宅の購入資金
 - ト 融資までの手続き：住宅リフォームの資金
 - └ 融資制度の導入と融資実行までの流れ
 - ト 融資返済中の方向け情報
 - ト 繰り上げ返済について
 - ト 返済方法の変更
 - ト 東日本大震災により被災された方へ
 - ト 減税用残高証明書について
 - └ ご返済開始後の注意事項
 - └ 財形持家転貸融資返済シミュレーター
- └ 財形給付金・財形基金制度
 - └ 財形給付金制度・財形基金制度概要
- ト 個人の方へ
 - ト ライフイベントから選ぶ財形制度
 - ト 就職
 - ト 結婚
 - ト 出産
 - ト マイホーム
 - ト 教育
 - └ 老後
 - └ 資金計画の専門家による提言
- ト 法人・事業主の方へ
 - └ 財形制度導入の概要
- ト 手続き・導入について
 - ト 手続き・導入について
 - ト 融資利率について
 - ト 過去の更新情報
 - ト 財形制度取扱金融機関一覧
 - ト 所在地案内・アクセス
 - ト 資料請求・ダウンロード
 - └ ご意見・ご質問
 - └ よくある質問
- ト サイトマップ
 - ト 当ウェブサイトについて
 - ト アクセシビリティ方針
 - └ 個人情報の取り扱いについて

	機 構	中退共	建退共	清退共	林退共	財形	合 計
件 数	25	782	383	0	34	67	1,291

	件 数
1 共済制度についての要望	15
2 共済制度についての質問	1086
契約・更新等について	(226)
退職金関係について	(248)
通算関係について	(37)
法改正等について	(2)
適格年金からの引継ぎ	(0)
証紙の購入の考え方	(18)
証紙の受払について	(94)
証紙関係について	(31)
手続方法等について	(246)
掛金収納について	(134)
制度全般について	(50)
3 資料・様式の請求	61
4 退職金制度等に関する一般的な質問	6
5 ホームページについての照会	5
6 リンクについての照会	2
7 苦情	34
8 情報公開(広報関係)	6
9 財形貯蓄制度について	47
一般財形貯蓄制度について	(4)
住宅財形持家制度について	(8)
年金財形持家制度について	(4)
10 財形持家融資制度について	11
11 その他	37
計	1291

注 ()内の数字は内訳数である。

平成25年4月1日

「ご利用者の声」集計結果

総務部総務課

平成24年4月から平成25年3月までの集計

本部別	相談センター・コーナー別	回答数	【Q1】 どのようなご用件で相談コーナーにいらっしゃいましたか？（複数回答可）													
			①新制度加入について（新規加入）	②新制度加入について（従業者追加）	③新制度加入について（川通格年金制度より中退金制度へ移行）	④退職金請求手続き	⑤加入証明書の発行依頼	⑥掛金の納付について	⑦掛金の月額変更について	⑧従業員の退職について	⑨中退共制度の解約について	⑩事業所の名称・住所の変更	⑪従業員の氏名の変更	⑫中退共制度の通産について	⑬資料様式の請求	⑭その他ご記入ください
中退共本部	事業推進部 相談センター 札幌	2				1						1				
	相談コーナー 仙台															
	相談コーナー 富山															
	相談コーナー 名古屋	41	19	1	10	2	3	3	9		2	1	2	7	2	
	相談コーナー 大阪	8	4		2				1							1
	相談コーナー 広島															
	相談コーナー 福岡															
	相談コーナー															
建退共本部	相談コーナー															
合計		51	23	1	13	2	3	4	9	1	2	1	2	7	3	

注) 複数回答可、未記入の場合があるため回答数とは一致しない。

本部別	相談センター・コーナー別	回答数	【Q2】 問題解決					【Q3】 職員の対応					特記事項			
			非常に役にたった	役にたった	どちらともいえない	役にたたなかった	全く役にたたなかった	非常によかった	よかった	どちらともいえない	よくなかった	全くよくなかった	お礼意見	苦情意見		
中退共本部	事業推進部 相談センター 札幌	2	1					2								
	相談コーナー 仙台															
	相談コーナー 富山															
	相談コーナー 名古屋	41	21	17	1		26	11				1				
	相談コーナー 大阪	8	8				8									
	相談コーナー 広島															
	相談コーナー 福岡															
	相談コーナー															
建退共本部	相談コーナー															
合計		51	30	17	1		36	11				1				

注) 「問題の解決」「職員の対応」ともに未記入の場合があるため回答数とは一致しない。

「緑の雇用」現場技能者育成対策事業

事業のポイント

人工林資源を有効活用し、国産材の安定供給に必要な、間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者を段階的かつ体系的に育成します。

<背景/課題>

「新成長戦略」に掲げられた森林・林業の再生に必要な人材育成のうち、フォレスター・森林施業プランナーが描いた地域の森林づくりのビジョンに基づき、間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者を段階的かつ体系的に育成することが重要です。

政策目標

- 平成27年度までに現場管理責任者等1,800人を育成
- 平成25年度までに森林作業道作設オペレーター1,500人を育成

<内容>

1. 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ

就業希望者を雇用して行う以下の研修等に必要な経費を支援します。

- ① 林業への新規就業者の確保に向けた就業体験やガイダンス、作業実態等の理解を図るためのトライアル雇用（規模：300人）
- ② 林業経験のない方が基本的な技術を習得するための3年間のOJT研修（規模：3,400人）等
- ③ 現場管理責任者等に必要な知識・技術を習得するためのキャリアアップ研修（規模：300人）

2. 森林作業道作設オペレーターの育成

丈夫で簡易な森林作業道を作設するオペレーターを育成するための研修（規模：920人）の実施に必要な経費を支援します。

<事業実施期間>

- 1 平成23年度～平成27年度（5年間）
- 2 平成23年度～平成25年度（3年間）

「林野庁 HP」より抜粋

平成 17 年 10 月 1 日

累積欠損金解消計画

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

1 計画の基本的考え方

(1) 累積欠損金発生の経緯

一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共」という。）において累積欠損金は平成 5 年度末に 4 百万円を計上した後、市場金利の低下に伴って増加傾向で推移し、独立行政法人となった平成 15 年 10 月時点で 3,230 億円となった。これは、責任準備金を計算する基礎となる予定運用利回り（中小企業退職金共済法第 10 条第 3 項における予定利率）が市場金利や平均運用利回りを上回る水準に定められていたためであるが、平成 14 年 11 月に予定運用利回りが 3.0% から 1.0% に引き下げられ、その後、市場環境の好転を背景に 15 事業年度 545 億円、16 事業年度 400 億円の当期利益金を確保し、平成 16 年度末では累積欠損金が 2,284 億円に縮小している。

(2) 計画の性格

累積欠損金をできる限り早期に解消し財務内容の健全化を図ることは、制度の持続的な運営に当たっての最重要課題である。かかる考え方のもとに現行の中期目標・中期計画（平成 15 年 10 月～20 年 3 月）も策定されているが、平成 16 年 12 月 10 日、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会より累積欠損金の解消に向け明確な目標の下で削減に努めることが重要との意見が提出された。また、平成 17 年 3 月 11 日、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会の審議においても、累積欠損金を計画的に早期解消することが重要な課題と位置付けた上で独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）による中小企業労働者の加入促進、退職金原資となる資産の効率的な運用並びに経費節減に更なる努力を行う必要があるとの意見が提出された。これを踏まえて、同月 17 日、厚生労働省労働基準局長から機構に対して「中小企業退職金共済制度の運営改善について」の通知が出された。このため、本計画を策定し、累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額を明らかにするとともに、具体的な対策の基本となる考え方を示すこととするものである。

なお、本計画については、経済情勢の変化や目標達成の進捗状況等を踏まえ中期計画策定時等において必要な見直しを行う。

(3) 計画の前提

① 予定運用利回り

年1%

② 年度ごとに解消する累積欠損金及び付加退職金の配分方法

年度ごとに解消する累積欠損金及び付加退職金の配分方法は、上記(2)の厚生労働省労働基準局長通知において示された以下の処理方法による。

(i) 利益の見込額が年度ごとに解消すべき累積欠損金の額の2倍に相当する額以上のときは、当該利益の見込額の2分の1に相当する額を累積欠損金の解消に、残りの2分の1に相当する額を付加退職金に充てる。

(ii) 利益の見込額が年度ごとに解消すべき累積欠損金の額の2倍に相当する額を下回るときは、まず当該利益の見込額のうち年度ごとに解消すべき累積欠損金の額に相当する額を累積欠損金の解消に充て、残額を付加退職金に充てる。

③ 責任準備金推計値

別表のとおり。

ただし、責任準備金の推計に当たって必要となる加入者数、脱退者数、平均掛金月額・月額変更件数、月額変更による平均増加額等は過去10年間のデータから推計することを原則とした。なお、適格退職年金(以下「適年」という。)からの引継金収入については、平成17年度から引継金の上限が撤廃されたことによる増要因、平成23年度における引継終了時の一時的増要因を見込み、かつ、過去のデータは3年分しかないため、過去の平均値を踏まえ16年度末適年契約総数の3割弱が中退共に移管するものと見込んでいる。

④ 計画の始期

平成17年度を初年度とする。

2 計画の課題

(1) 累積欠損金の解消年限

解消年限の分析結果によれば、平成 27 年度末で概ね 50% の確率で解消できることとなっているが、達成可能な目標として設定するにはより確実性を担保する必要があり、このため一定期間解消年限を延長することが適当である。

また、単年度の収支はその時点の運用環境の動向に左右されることから、解消目標額は単年度ごとではなく、一定の期間内に設定すべきであること、機構はその運営に当たり中期目標の下に策定された中期計画の履行状況を評価されることに鑑み、累積欠損金の計画的解消の目標年限は中期計画策定期間を念頭に置いて定めることが望ましい。

以上のことから、現行中期計画を踏まえ次期以降の中期計画期間を 5 年と想定して、累積欠損金の解消年限は平成 17 年度を始期として、第 3 期中期計画終了時の 29 年度末までの 13 年間とする。

(2) 中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額

平成 16 年度末の累積欠損金 2,284 億円を 13 年間で解消する場合、各期間均等に解消していくこととすれば年間約 180 億円となる。

したがって、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額は 180 億円とし、中期計画 1 期間（5 年間）当たりの解消目標額は 900 億円とする。

(3) 達成すべき運用利回り（目安）

達成すべき運用利回り（目安）は、上記 1 (2) の労働政策審議会意見の趣旨を踏まえると、予定運用利回り 1.0% に加えて、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額の 2 倍に相当する収益が必要となることから、2.2% とする。

3 累積欠損金の解消を図るための具体的措置

(1) 収益改善の方策

① 健全な資産運用

資産運用の基本方針に定めた基本原則・運用目的に基づき、制度利回りを前提に中期的に中退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目指し、最適な資産配分である基本ポートフォリオの選定及び維持管理に努め、安全にして効率的な資産運用を実施する。

また、資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、外部の専門家から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。

② 積極的な加入促進

関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、費用対効果を考慮しつつ以下を中心に加入促進対策を効果的・機動的に実施する。

イ 広報資料等による周知広報活動

パンフレット・ポスター等の広報資料の配布及びホームページの活用により共済制度の周知広報を実施するとともに、関係官公庁及び関係事業主団体等に対し共済制度に関する記事の広報誌等への掲載を依頼する。

ロ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行い、制度の普及及び加入勧奨を行う。

ハ 個別事業主に対する加入勧奨等

機構が委嘱した相談員、普及推進員、事業主団体等による個別事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、文書等による追加加入に係る勧奨を行う。

ニ 集中的な加入促進対策の実施

厚生労働省の協力を得て、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開するとともに、都道府県及び市区町村の協力を得ながら、特定の都道府県においてマスメディア等を活用した集中的な共済制度の周知広報活動及び各種会議における加入勧奨を行う。

ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施

厚生労働省の協力を得て、適年制度から中退共制度への移行を促進するための周知広報や勧奨、説明会等を組織的に展開するとともに、より一層の移行促進をするため、適年を受託する生保、信託銀行との連携を強化する。

(2) 経費節減の方策

可能な限り契約方式を一般競争入札に変更するとともに、退職金共済事業の各業務の見直しを行い、事務の効率化に伴って全体の経費節減を図ることによって給付経理から業務経理への繰入額を節減し、累積欠損金の解消に充てる。

また、委託運用機関の選定・評価を適切に行うことなどにより、当該機関の運用パフォーマンスに留意しつつ委託費用の節減に努める。

別表

(単位：百万円)

年度	責任準備金
17	3,280,370
18	3,329,801
19	3,378,789
20	3,426,741
21	3,473,595
22	3,518,423
23	3,575,284
24	3,566,657
25	3,555,012
26	3,540,034
27	3,523,355
28	3,502,931
29	3,478,945
30	3,451,611

平成 17 年 10 月 1 日

累積欠損金解消計画

独立行政法人勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部

1 計画の基本的考え方

(1) 累積欠損金発生経緯

林業退職金共済事業（以下「林退共」という。）において累積欠損金は平成 8 年度末に 307 百万円を計上した後、市場金利の低下に伴って増加傾向で推移し、独立行政法人となった平成 15 年 10 月時点で 2,137 百万円となった。これは、予定運用利回り（中小企業退職金共済法第 43 条第 5 項に基づく退職金額の算定基礎となる率）が市場金利や平均運用利回りを上回る水準に定められていたためであるが、平成 15 年 10 月に予定運用利回りが 2.1%から 0.7%に引き下げられ、その後、市場環境の好転を背景に 15 事業年度 366 百万円、16 事業年度 120 百万円の当期利益金を確保し、平成 16 年度末では累積欠損金が 1,650 百万円に縮小した。

(2) 計画の性格

累積欠損金をできる限り早期に解消し財務内容の健全化を図ることは、制度の持続的な運営に当たっての最重要課題である。かかる考え方のもとに現行の中期目標・計画（平成 15 年 10 月～20 年 3 月）も策定されているが、平成 16 年 12 月 10 日、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会より累積欠損金の解消に向け明確な目標の下で削減に努めることが重要との意見が提出された。また、平成 17 年 3 月 17 日、厚生労働省労働基準局長から機構に対して「中小企業退職金共済制度の運営改善について」の通知が出された。このため、本計画を策定し、累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額を明らかにするとともに、具体的な対策の基本となる考え方を示すこととするものである。

なお、本計画については、経済情勢の変化や目標達成の進捗状況等を踏まえ中期計画策定時等において必要な見直しを行う。

(3) 計画の前提

① 予定運用利回り

年 0.7%

② 責任準備金推計値

別表のとおり。

なお、責任準備金推計に当たって必要となる掛金収入、退職給付金等は、近年の加入者数の動向等を勘案し、直近3か年のデータにより推計した。

③ 計画の始期

平成17年度を初年度とする。

2 計画の課題

(1) 累積欠損金の解消年限

解消年限の分析結果によれば、平成30年度末で概ね50%の確率で解消できることとなっているが、達成可能な目標として設定するにはより確実性を担保する必要がある、このため一定期間解消年限を延長することが適当である。

また、単年度の収支はその時点の運用環境の動向に左右されることから、解消目標額は単年度ごとではなく、一定の期間内に設定すべきであること、機構はその運営に当たり中期目標の下に策定された中期計画の履行状況を評価されることに鑑み、累積欠損金の計画的解消の目標年限は中期計画期間を念頭に定めることが望ましい。

以上のことから、現行中期計画を踏まえ次期以降の中期計画期間を5年と想定して、累積欠損金の解消年限は平成17年度を始期として、第4期中期計画終了時の34年度末までの18年間とする。

(2) 中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額

平成16年度末の累積欠損金1,650百万円を18年間で解消する場合、各期間均等に解消していくこととすれば年間約92百万円となる。

したがって、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額は92百万円とし、中期計画1期間（5年間）当たりの解消目標額は460百万円とする。

(3) 達成すべき運用利回り（目安）

達成すべき運用利回り（目安）は、予定運用利回り 0.7%に加えて、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額に相当する収益が必要となることから、1.33%とする。

3 累積欠損金の解消を図るための措置

(1) 収益改善に係る方策

① 健全な資産運用

資産運用の基本方針に定めた基本原則・運用目的に基づき、予定運用利回りを前提に中期的に林退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目指し、最適な資産配分である基本ポートフォリオの選定及び維持管理に努め、安全にして効率的な資産運用を実施する。

また、資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、外部の専門家から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。

② 積極的な加入促進

関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、費用対効果を考慮しつつ以下を中心に加入促進対策を効果的・機動的に実施する。

イ 広報資料等による周知広報活動

- ・ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット等の広報資料を配布するとともに、ホームページを活用して共済制度の周知広報を実施する。
- ・ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ共済制度に関する記事の掲載を依頼する。

ロ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

- ・ 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度の周知広報を依頼する。

ハ 個別事業主に対する加入勧奨等

- ・ 機構が委嘱した普及推進員による相談業務等を通じて個別事業主に対する加入勧奨を行う。

- ・ 林業に係る関係事業主団体の協力を得て、未加入事業主名簿を整備し、加入勸奨を行う。

ニ 集中的な加入促進対策の実施

- ・ 厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開するとともに、共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する表彰を行う。
- ・ 林業関係団体との連携強化を図り、本制度の周知徹底により、加入促進と履行の確保の実施。特に、各団体ごとの未加入事業主リストを提示し、団体として加入促進に取り組むよう要請を行う。

ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施

- ・ 独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。
- ・ 「緑の雇用」の実施にあたり、林退共制度への加入について事業者に指導するよう関係機関に要請を行う。

(2) 経費節減の方策

可能な限り契約方式を一般競争入札に変更するとともに、退職金共済事業の各業務の見直しを行い、事務の効率化に伴って全体の経費節減を図ることによって給付経理から業務経理への繰入額を節減し、累積欠損金の解消に充てる。

別表

(単位：百万円)

年度	責任準備金
17	15,330
18	14,604
19	13,903
20	13,230
21	12,589
22	11,983
23	11,415
24	10,887
25	10,411
26	9,962
27	9,570
28	9,228
29	8,941
30	8,708

平成 24 事業年度資産運用に係るパフォーマンス状況

【 一般の中小企業退職金共済事業 】

委託運用（金銭信託・新団体生存保険）

資産区分	時間加重収益率		ベンチマーク		超過収益率 ①－②
	①	構成比	②	構成比	
国内債券	3.87%	38.2%	3.72%	40.9%	0.14%
アクティブ	3.84%				0.12%
パッシブ	3.91%				0.19%
国内株式	24.98%	20.7%	23.82%	19.7%	1.16%
アクティブ	25.52%				1.70%
パッシブ	24.18%				0.36%
外国債券	17.98%	19.9%	17.73%	19.7%	0.25%
アクティブ	18.19%				0.46%
パッシブ	17.19%				-0.54%
外国株式	29.61%	21.1%	28.99%	19.7%	0.62%
アクティブ	30.80%				1.81%
パッシブ	28.22%				-0.77%
合計	15.45%	100.0%	—	100.0%	0.44%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託についてはベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. 時間加重収益率の構成比は期末構成比であり、期中の変化を反映したものとは必ずしも一致しない。
4. ベンチマークの構成比は、基本ポートフォリオ策定時に前提とした委託運用（金銭信託・新団体生存保険）に係る各資産の割合（国内債券 16.0% 国内株式 7.7% 外国債券 7.7% 外国株式 7.7%）に基づき再計算した構成比である。
5. 委託運用（金銭信託・新団体生存保険）の資産毎のベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
 - ・ 国内株式 TOPIX（配当込み）
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス（日本を除く、円換算）
 - ・ 外国株式 MSCI（KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS）
6. 超過収益率の合計は、基本ポートフォリオに定める各資産の資産配分で加重した合計値である。
7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用（有価証券）

決算運用利回り	(参考値)
1.48%	1.41%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金、投資不動産を除いた数値である。
2. 参考値はNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率（総合：24年3月末～25年2月末の単純平均）である。

【建設業退職金共済事業（給付経理）】

委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①-② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	4.13%	61.4%	3.72%	60.7%	0.41%
国内株式	24.63%	18.3%	23.82%	18.3%	0.81%
外国債券	18.45%	8.6%	17.73%	9.0%	0.72%
外国株式	28.10%	8.7%	28.99%	9.0%	-0.89%
短期資産	1.11%	2.9%	0.05%	3.0%	1.06%
合計	11.28%	100.0%	10.90%	100.0%	0.37%

- (注) 1.委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
- 2.時間加重収益率は、費用控除前である。
- 3.①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
- 4.②の構成比欄は、各受託機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。
- 5.ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
- 6.委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 - ・国内株式 TOPIX(配当込み)
 - ・外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
 - ・外国株式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
 - ・短期資産 コールレート(翌日もの、有担保、月中平均)
- 7.短期資産には、外貨建資産の為替差損益(約定日と受渡日の為替レートの差損益)等が含まれている。
- 8.単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.45%	1.41%

- (注) 1.決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
- 2.参考値は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合: 24年3月末~25年2月末の単純平均)である。

建退共（給付経理）

【建設業退職金共済事業（特別給付経理）】

委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①-② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	3.87%	65.7%	3.72%	64.6%	0.15%
国内株式	22.23%	15.6%	23.82%	16.2%	-1.59%
外国債券	17.57%	7.9%	17.73%	8.1%	-0.16%
外国株式	29.99%	7.8%	28.99%	8.1%	1.00%
短期資産	-0.17%	3.0%	0.05%	3.0%	-0.22%
合計	10.04%	100.0%	10.12%	100.0%	-0.08%

(注) 1. 委託運用のうち生命保険資産については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。

2. 時間加重収益率は、費用控除前である。

3. ①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。

4. ②の構成比欄は、各受託運用機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。

5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。

6. 委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。

- ・ 国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
- ・ 国内株式 TOPIX(配当込み)
- ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
- ・ 外国株式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
- ・ 短期資産 コールレート(翌日もの、有担保、月中平均)

7. 短期資産には、外貨建資産の為替差損益(約定日と受渡日の為替レートの差額等)等が含まれている。

8. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.46%	1.41%

(注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。

2. 参考値は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合: 24年3月末~25年2月末の単純平均)である。

建退共 (特別給付経理)

【 清酒製造業退職金共済事業（給付経理）】

委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		②ベンチマーク		① - ② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	3.52%	76.1%	3.72%	75.0%	-0.20%
国内株式	21.37%	12.2%	23.82%	12.6%	-2.45%
外国債券	17.38%	5.9%	17.73%	6.2%	-0.35%
外国株式	28.32%	5.9%	28.99%	6.2%	-0.67%
合 計	8.37%	100.0%	8.75%	100.0%	-0.38%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
 2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
 3. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
 4. ②の構成比欄は、受託運用機関に提示した構成比である。
 5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
 6. 委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
 ・ 国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 ・ 国内株式 TOPIX(配当込み)
 ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
 ・ 外国株式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
 7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

〈参考〉 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.39%	1.41%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
 2. 参考値は、NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合:24年3月末~25年2月末の単純平均)である。

【 清酒製造業退職金共済事業（特別給付経理）】

〈参考〉 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.00%	1.41%

(注)1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。

2. 参考値は、NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合:24年3月末~25年2月末の単純平均)である。

【 林業退職金共済事業 】

委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①-② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	3.81%	86.9%	3.72%	84.5%	0.09%
国内株式	24.02%	7.8%	23.82%	9.2%	0.20%
外国債券	17.41%	5.3%	17.73%	6.3%	-0.32%
合計	6.58%	100.0%	6.52%	100.0%	0.06%

- (注)
1. 委託運用のうち生命保険資産については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
 2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
 3. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものは必ずしも一致しない。
 4. ②の構成比欄は、受託運用機関へ提示した構成比である。
 5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
 6. 委託運用(金銭信託)の資産区分ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
 - ・ 国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 - ・ 国内株式 TOPIX(配当込み)
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
 7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券等	1.38%	1.41%

- (注)
1. 決算運用利回りは、自家運用のうち預金を除いた数値である。
 2. 参考指標はNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合: 24年3月末~25年2月末の単純平均)である。

林退共 (給付経理)

独立行政法人勤労者退職金共済機構
平成24事業年度に係る資産運用結果に対する
運用目標等の部分に関する評価報告書

平成25年7月5日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会委員名簿

(平成25年4月1日現在)

- | | | |
|---------|---------|-----------------------------------|
| | 小 粥 泰 樹 | 株式会社野村総合研究所
金融 IT イノベーション事業本部長 |
| (委員長) | 奥 村 明 雄 | 一般財団法人 日本環境衛生センター
理事長 |
| | 村 山 周 平 | 公認会計士 村山周平 事務所
公認会計士 |
| | 吉 國 眞 一 | 株式会社みずほ証券
リサーチ&コンサルティング
理事長 |
| (委員長代理) | 米 澤 康 博 | 早稲田大学
大学院ファイナンス研究科教授 |

(敬称略、五十音順)

はじめに

独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)は、中小企業退職金共済法(以下「中退法」という。)に基づき、中小企業の従業員に係る退職金共済制度の運営を行っており、この中で、事業主から収納した掛金等の資産運用を行っている。機構は、資産運用に当たっては、中退法に基づき、資産運用の目的、目標、基本ポートフォリオなどを定めた資産運用の基本方針を策定することとされている。

当委員会が機構の資産運用結果の評価を行うに当たっては、資産運用の基本方針に沿った運用がなされているかどうかを中心として評価することとし、平成24年度の資産運用結果を評価するため、関連の数値が確定する時期を待って平成25年6月25日に委員会を開催し、機構から運用結果の報告を受けた。平成24年度の資産運用結果の全般にわたる個別具体的な評価については、できる限り早期に評価することとしているが、厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価に資するため、今般、平成24年度の特に運用目標等の部分に関する評価を行った。

※数値の端数処理について

- ・ 当期総利益、利益剰余金の端数は、切り捨て
- ・ 当期総損失・累積欠損金の端数は、切り上げ
- ・ 上記以外の数値については四捨五入

1. 運用目標の達成状況について

- 各共済事業ともに資産運用に当たっては、中退法及び関係省令・告示に則った運用方法によって実施している。

運用に際しては他の関係法令を遵守するとともに、制度の安定的な運営又は健全性の向上に必要な運用収益の確保を達成するため、運用の基本方針に定めた最適な資産の組み合わせである基本ポートフォリオに沿った資産配分を行っている。

- 基本ポートフォリオに定める資産配分割合の乖離許容幅に資産配分実績が収まるよう、月次データ管理を行い、これを維持するよう適切に対応している。

- 各共済事業における収益の状況等は以下〈1〉～〈4〉の通りであり、委託運用については、全体で見ればベンチマーク（複合市場平均収益率を含む）とほぼ同等のパフォーマンスとなっている。一方、各経理ごとにみれば、ベンチマークを下回っている経理もあり、これらの経理を所掌する事業本部においては、各共済事業の経理の実情を勘案した上で、ベンチマークをはじめとする各種指標の動きを十分踏まえるとともに、パフォーマンスの改善に向けた取組を行う必要がある。

自家運用については、長期・安定的な債券投資を行う観点からバイ・アンド・ホールドを原則として確実な資産運用を実施している。いくつかの経理においては、退職給付金が掛金収入を大きく上回る状況の中で、退職金支払い資金の確保のため、償還期間が比較的短く利回りの低い債券により運用を行っており、各事業の実情を勘案すれば、適切な運用が行われていると評価できる。

- 平成 24 年度は、累積欠損金のある中退共制度においては、大幅な当期総利益を計上し、累積欠損金を解消して利益剰余金を計上した。林退共制度においても、年度ごとの解消目安額を 2 倍以上上回る額を解消し、財務状況が改善されている。また、他の制度においても当期総利益を計上し、利益剰余金は増加した。林退共制度においては、中期的に制度の健全性の向上に必要な運用収益の確保、また、中退共制度、建退共制度及び清退共制度においては、中期的に制度の安定的な運営を維持しうる運用収益の確保に引き続き努力する必要があると考えられる。

〈1〉一般の中小企業退職金共済事業

平成 25 年 3 月末運用資産残高は 4 兆 220 億 14 百万円、その運用資産に対する運用収入は 2,595 億 70 百万円（うち金銭信託評価益 2,262 億 78 百万円）、運用等費用は 5 億 22 百万円、決算運用利回りは 6.89%である（別表 I-1）。

このうち、委託運用（金銭信託・新団体生存保険）に係るパフォーマンスをみると、資産別では各資産ともベンチマークを上回るパフォーマンスとなり（国内債券は 0.14%、国内株式は 1.16%、外国債券は 0.25%、外国株式は 0.62%）、基本ポート

フォリオに定める各資産の資産配分で加重した超過収益率の合計はプラス 0.44%となった(別表Ⅰ-2)。

自家運用(有価証券)に係る決算運用利回りは1.48%であった(別表Ⅰ-2(参考))。

平成24年度の決算において当期総利益は2,279億47百万円を計上できたことで、累積欠損金1,740億92百万円を解消し、利益剰余金538億55百万円を計上した。

これに因り目標としていた累積欠損金の解消は、計画の目標年限を5年間前倒しして達成した。

これらを踏まえると、中退共制度の安定的な運営を維持しうる運用収益の確保と金融市場の状況を踏まえた運用が行われていると評価できる。

〈2-1〉建設業退職金共済事業給付経理

平成25年3月末運用資産残高は8,536億97百万円、その運用資産に対する運用収入は343億98百万円(うち金銭信託評価益263億3百万円)、運用費用は65百万円、決算運用利回りは4.15%である(別表Ⅱ-1)。

このうち、委託運用(金銭信託)に係るパフォーマンスをみると、資産別では、国内債券は0.41%、国内株式は0.81%、外国債券は0.72%、短期資産は1.06%ベンチマークを上回ったが、外国株式は0.89%ベンチマークを下回った。全体としては、時間加重収益率が11.28%となりベンチマークを0.37%上回るパフォーマンスとなった。(別表Ⅱ-2)。

自家運用(有価証券)に係る決算運用利回りは1.45%であった(別表Ⅱ-2(参考))。

平成24年度の当期総利益は223億2百万円となり、利益剰余金は682億60百万円を計上した。

これらを踏まえると、建退共制度の安定的な運営を維持しうる運用収益の確保と金融市場の状況を踏まえた運用が行われていると評価できる。

〈2-2〉建設業退職金共済事業特別給付経理

平成25年3月末運用資産残高は330億64百万円、その運用資産に対する運用収入は14億49百万円(うち金銭信託評価益11億80百万円)、運用費用は6百万円、決算運用利回りは4.48%である(別表Ⅱ-3)。

このうち、委託運用(金銭信託)に係るパフォーマンスをみると、資産別では国内債券は0.15%、外国株式は1.00%ベンチマークを上回ったが、国内株式は1.59%、外国債券は0.16%、短期資産は0.22%ベンチマークを下回った。全体としては、時間加重収益率が10.04%となりベンチマークを0.08%僅かに下回るパフォーマンスとなった。(別表Ⅱ-4)。

自家運用(有価証券)に係る決算運用利回りは1.46%であった(別表Ⅱ-4(参考))。

平成24年度の当期総利益は7億89百万円となり、利益剰余金は138億40百万円を計上した。

これらを踏まえると、建退共制度の安定的な運営を維持しうる運用収益の確保と、

概ね金融市場の状況を踏まえた運用が行われていると評価できる。

〈3-1〉清酒製造業退職金共済事業給付経理

平成 25 年 3 月末運用資産残高は 47 億 89 百万円、その運用資産に対する運用収入は 1 億 66 百万円（うち金銭信託評価益 1 億 28 百万円）、運用費用は 1 百万円、決算運用利回りは 3.55%である（別表Ⅲ-1）。

このうち、委託運用（金銭信託）に係るパフォーマンスをみると、資産別では国内債券は 0.20%、国内株式は 2.45%、外国債券は 0.35%、外国株式は 0.67%ベンチマークを下回った。全体としては、時間加重収益率が 8.37%となりベンチマークを 0.38%下回るパフォーマンスとなった（別表Ⅲ-2）。清退共給付経理は、資産規模が小さいこともあるが、国内株式が保有銘柄に偏りがあったため大幅にベンチマークを下回るなどパフォーマンスが劣後しているため、その改善に向けた取組を行う必要がある。

自家運用（有価証券）に係る決算運用利回りは 1.39%であった（別表Ⅲ-2（参考））。

平成 24 年度の当期総利益 69 百万円となり、利益剰余金は 24 億 16 百万円を計上した。

これらを踏まえると、先に挙げたような課題はあるものの、清退共制度の安定的な運営を維持しうる運用収益の確保と、概ね金融市場の状況を踏まえた運用が行われていると評価できる。

〈3-2〉清酒製造業退職金共済事業特別給付経理

平成 25 年 3 月末運用資産残高は 3 億 16 百万円、その運用資産に対する運用収入は 3 百万円、決算運用利回りは 0.92%である（別表Ⅲ-3）。

資産規模の小さい清退共事業特別給付経理においては、市場運用している金銭信託を行っていない。

平成 24 年度の当期総利益は 0.9 百万円となり、利益剰余金は 1 億 76 百万円を計上した。

〈4〉林業退職金共済事業

平成 25 年 3 月末運用資産残高は 136 億 7 百万円、その運用資産に対する運用収入は 3 億 89 百万円（うち金銭信託評価益 2 億 75 百万円）、運用費用は 2 百万円、決算運用利回りは 2.90%である（別表Ⅳ-1）。

このうち、委託運用（金銭信託）に係るパフォーマンスをみると、資産別では国内債券は 0.09%、国内株式は 0.20%ベンチマークを上回ったが、外国債券は 0.32%ベンチマークを下回った。全体としては、時間加重収益率が 6.58%となりベンチマークを 0.06%僅かに上回るパフォーマンスとなった（別表Ⅳ-2）。

自家運用（有価証券）に係る決算運用利回りは 1.38%であった（別表Ⅳ-2（参考））。

平成 24 年度の当期総利益は、年度ごとの解消目安額である 92 百万円を 2 倍以上上回る 2 億 8 百万円となり、累積欠損金が 10 億 96 百万円に減少した。

これらを踏まえると、林退共制度の健全性の向上に必要な運用収益の確保と金融市場の状況を踏まえた運用が行われていると評価できる。

2. 基本方針の遵守状況について

平成 24 年度の運用結果報告を踏まえると、

- 資産配分割合の乖離許容幅に資産配分実績が収まるような基本ポートフォリオ管理を行い、中退共においては、年度末における国内債券の構成割合の乖離が乖離許容幅の下限の 1/2 を超えたため、資産間リバランス運営基準に則り、翌 4 月に乖離許容幅の下限の 1/2 までに引き上げるリバランスを実施
- 自家運用に関する同一発行体への投資額及び取得格付けについての制限の実施

等、定量的な指標が定められた基本方針の事項については、定期的に資産運用委員会を開催して審議を行うこと等により適切な管理がなされていると認められること、その他の事項についても適切に行われていることが認められることから、各共済事業とも、全般として基本方針に沿った運用に努めていると評価できる。

<一般の中小企業退職金共済事業>

別表 I-1 平成 24 年度決算の概要

区 分	概 要
期末運用資産残高	4,022,014 百万円
(期末資産残高)	(4,029,306 百万円)
運用収入 (うち金銭信託評価益)	259,570 百万円 (226,278 百万円)
運用等費用	522 百万円
決算運用利回り	6.89%

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 運用等費用は、損益計算書の運用費用、不動産管理費及び減価償却費の合計額である。
3. 決算運用利回りは、運用収入から運用等費用を減じたものを運用資産の平均残高で除したものである。

別表 I-2 パフォーマンス状況

委託運用（金銭信託・新団体生存保険）

資産区分	時間加重収益率		ベンチマーク		超過収益率 ①-②
	①	構成比	②	構成比	
国内債券	3.87%	38.2%	3.72%	40.9%	0.14%
アクティブ	3.84%				0.12%
パッシブ	3.91%				0.19%
国内株式	24.98%	20.7%	23.82%	19.7%	1.16%
アクティブ	25.52%				1.70%
パッシブ	24.18%				0.36%
外国債券	17.98%	19.9%	17.73%	19.7%	0.25%
アクティブ	18.19%				0.46%
パッシブ	17.19%				-0.54%
外国株式	29.61%	21.1%	28.99%	19.7%	0.62%
アクティブ	30.80%				1.81%
パッシブ	28.22%				-0.77%
合 計	15.45%	100.0%	—	100.0%	0.44%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託についてはベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. 時間加重収益率の構成比は期末構成比であり、期中の変化を反映したものと必ずしも一致しない。

- も一致しない。
4. ベンチマークの構成比は、基本ポートフォリオ策定時に前提とした委託運用（金銭信託・新団体生存保険）に係る各資産の割合（国内債券 16.0% 国内株式 7.7% 外国債券 7.7% 外国株式 7.7%）に基づき再計算した構成比である。
 5. 委託運用（金銭信託・新団体生存保険）の資産毎のベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
 - ・ 国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
 - ・ 国内株式 TOPIX（配当込み）
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス（日本を除く、円換算）
 - ・ 外国株式 MSCI（KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS）
 6. 超過収益率の合計は、基本ポートフォリオに定める各資産の資産配分で加重した合計値である。
 7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

（参考） 自家運用（有価証券）

決算運用利回り	（参考値）
1.48%	1.41%

- （注） 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金、投資不動産を除いた数値である。
 2. 参考値はNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率（総合：24年3月末～25年2月末の単純平均）である。

<建設業退職金共済事業>

1. 給付経理

別表Ⅱ-1 平成24年度決算の概要

区 分	概 要
期末運用資産残高	853,697 百万円
（期末資産残高）	（858,008 百万円）
運用収入 （うち金銭信託評価益）	34,398 百万円 （26,303 百万円）
運用費用	65 百万円
決算運用利回り	4.15%

- （注） 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
 2. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを、運用資産の平均残高で除したものである。

別表Ⅱ-2 パフォーマンス状況

委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①-② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	4.13%	61.4%	3.72%	60.7%	0.41%
国内株式	24.63%	18.3%	23.82%	18.3%	0.81%
外国債券	18.45%	8.6%	17.73%	9.0%	0.72%
外国株式	28.10%	8.7%	28.99%	9.0%	-0.89%
短期資産	1.11%	2.9%	0.05%	3.0%	1.06%
合計	11.28%	100.0%	10.90%	100.0%	0.37%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. ①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
4. ②の構成比欄は、各受託機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。
5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
6. 委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 - ・国内株式 TOPIX(配当込み)
 - ・外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
 - ・外国株式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
 - ・短期資産 コールレート(翌日もの、有担保、月中平均)
7. 短期資産には、外貨建資産の為替差損益(約定日と受渡日の為替レートの差損益)等が含まれている。
8. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.45%	1.41%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
2. 参考値はNOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合: 24年3月末~25年2月末の単純平均)である。

2. 特別給付経理

別表Ⅱ - 3 平成24年度決算の概要

区 分	概 要
期末運用資産残高	33,064百万円
(期末資産残高)	(33,192百万円)
運用収入 (うち金銭信託評価益)	1,449百万円 (1,180百万円)
運用費用	6百万円
決算運用利回り	4.48%

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを、運用資産の平均残高で除したものである。

別表Ⅱ - 4 パフォーマンス状況

委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①-② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	3.87%	65.7%	3.72%	64.6%	0.15%
国内株式	22.23%	15.6%	23.82%	16.2%	-1.59%
外国債券	17.57%	7.9%	17.73%	8.1%	-0.16%
外国株式	29.99%	7.8%	28.99%	8.1%	1.00%
短期資産	-0.17%	3.0%	0.05%	3.0%	-0.22%
合計	10.04%	100.0%	10.12%	100.0%	-0.08%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. ①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
4. ②の構成比欄は、各受託運用機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。
5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
6. 委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 - ・ 国内株式 TOPIX(配当込み)
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
 - ・ 外国株式 MSCI(KOKUSAI, 円換算、配当再投資、GROSS)
 - ・ 短期資産 コールレート(翌日もの、有担保、月中平均)
7. 短期資産には、外貨建資産の為替差損益(約定日と受渡日の為替レートの差額等)等が含

まれている。

8. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.46%	1.41%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
 2. 参考値はNOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合:24年3月末~25年2月末の単純平均)である。

<清酒製造業退職金共済事業>

1. 給付経理

別表Ⅲ - 1 平成24年度決算の概要

区 分	概 要
期末運用資産残高	4,789 百万円
(期末資産残高)	(4,810 百万円)
運用収入 (うち金銭信託評価益)	166 百万円 (128 百万円)
運用費用	1 百万円
決算運用利回り	3.55%

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表上の未収収益等を控除した資産の総額である。
 2. 運用収入は、損益計算書の運用収入である。
 3. 決算運用利回りは、損益計算書の運用等収入から運用費用を減じたものを、運用資産の平均残高で除したものである。

別表Ⅲ - 2 パフォーマンス状況

委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		②ベンチマーク		① - ② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	3.52%	76.1%	3.72%	75.0%	-0.20%
国内株式	21.37%	12.2%	23.82%	12.6%	-2.45%
外国債券	17.38%	5.9%	17.73%	6.2%	-0.35%
外国株式	28.32%	5.9%	28.99%	6.2%	-0.67%
合 計	8.37%	100.0%	8.75%	100.0%	-0.38%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
 2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
 3. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも

一致しない。

4. ②の構成比欄は、受託運用機関に提示した構成比である。
5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
6. 委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
 - ・国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 - ・国内株式 TOPIX(配当込み)
 - ・外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
 - ・外国株式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.39%	1.41%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
 2. 参考値は、NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合:24年3月末~25年2月末の単純平均)である。

2. 特別給付経理

別表Ⅲ - 3 平成24年度決算の概要

区 分	概 要
期末運用資産残高	316 百万円
(期末資産残高)	(316 百万円)
運用収入	3 百万円
運用費用	—
決算運用利回り	0.92%

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表上の未収収益等を控除した資産の総額である。
 2. 運用収入は、損益計算書の運用収入である。
 3. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを、運用資産の平均残高で除したものである。

別表Ⅲ - 4 パフォーマンス状況

(参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.00%	1.41%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
 2. 参考値は、NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合:24年3月末~25年2月末の単純平均)である。

< 林業退職金共済事業 >

別表Ⅳ - 1 平成 24 年度決算の概要

区 分	概 要
期末運用資産残高 (期末資産残高)	13,607 百万円 (13,731 百万円)
運用収入 (うち金銭信託評価益)	389 百万円 (275 百万円)
運用費用	2 百万円
決算運用利回り	2.90%

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
 2. 運用収入は、損益計算書の運用収入である。
 3. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを運用資産の平均残高で除したものである。

別表Ⅳ - 2 パフォーマンス状況

委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①-② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	3.81%	86.9%	3.72%	84.5%	0.09%
国内株式	24.02%	7.8%	23.82%	9.2%	0.20%
外国債券	17.41%	5.3%	17.73%	6.3%	-0.32%
合計	6.58%	100.0%	6.52%	100.0%	0.06%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
 2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
 3. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
 4. ②の構成比欄は、受託運用機関へ提示した構成比である。
 5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
 6. 委託運用(金銭信託)の資産区分ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
 ・ 国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 ・ 国内株式 TOPIX(配当込み)
 ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
 7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券等	1.38%	1.41%

(注) 1. 決算運用利回りは、自家運用のうち預金を除いた数値である。

2. 参考指標はNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合:24年3月末~25年2月末の単純平均)である。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
一般の中小企業退職金共済事業における平成23事業
年度に係る資産運用結果に対する評価報告書

平成24年11月12日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会委員名簿

- | | | |
|---------|---------|--|
| | 小 粥 泰 樹 | 株式会社野村総合研究所
金融 IT イノベーション事業本部
副本部長 |
| (委員長) | 奥 村 明 雄 | 一般財団法人 日本環境衛生センター
理事長 |
| | 鈴 木 豊 | 公認会計士 鈴木豊 事務所
公認会計士 |
| | 宮 森 正 和 | 元 UFJ 総合研究所(現三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング)
常務取締役金融本部本部長 |
| (委員長代理) | 米 澤 康 博 | 早稲田大学
大学院ファイナンス研究科教授 |

(敬称略、五十音順)

目 次

はじめに -----	1
○ 一般の中小企業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価	
第1 全般の評価 -----	2
第2 個別項目の評価	
1. 運用の目標 -----	2
2. 基本ポートフォリオ-----	6
3. 情報公開 -----	6
4. 自家運用の遂行-----	7
5. 委託運用 -----	8
6. 運用管理体制 -----	13

(注) 本文中、枠囲みの文章は「資産運用の基本方針」の抜粋である。

※ 数値の端数処理について

- ・ 当期総利益、利益剰余金の端数は、切り捨て
- ・ 当期総損失、繰越欠損金の端数は、切り上げ
- ・ 上記以外の数値については四捨五入

はじめに

独立行政法人は、組織、業務等について独立行政法人評価委員会において評価されることとなっている。

これを受け、当委員会は毎年度の資産運用結果について評価を行っており、平成 23 年度の資産運用結果に対する評価については資産運用の基本方針に沿った運用がなされているかどうかを中心として評価することとし、資産運用関連の数値が確定する時期を待って平成 24 年 6 月 18 日に委員会を開催し、機構から運用結果の報告を受け、平成 24 年 7 月 5 日の委員会において、「平成 23 事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書（平成 24 年 7 月 10 日）」を取りまとめた。この評価結果は、7 月に開催された厚生労働省独立行政法人評価委員会に報告された。

平成 23 年度全般にわたる個別具体的な評価については、平成 24 年 9 月 28 日に委員会を開催し、更に審議を行い本報告書に取りまとめた。

本報告書の内容が十分活用され、機構の資産運用がより一層適切に行われるよう期待したい。

○一般の中小企業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価

第1 全般の評価

一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共」という。）の平成23年度の資産運用に関しては、中期的に制度の健全性の向上に必要な収益を確保するという運用の目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持した上で適切に行われている。また、委託運用において全体での時間加重収益率はベンチマークを下回ったものの、繰越欠損金は前年度を下回っており、おおむね適切な運用が行われていると評価できる。

第2の資産運用の基本方針の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取り組みが行われており、全体としては、運用の基本方針に沿って、市場の状況及び共済事業の実情を勘案すれば、適切に行われたと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。

○累積欠損金については、減少しているものの、今後ともその早期解消に向けて努力することが期待される。

第2 個別項目の評価

1. 運用の目標

[資産運用の基本方針の規定]（I-1～3）

中退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとし、中退共制度を安定的に運営していく上で必要とする収益を長期的に確保することを目的とする。

上記に基づき、中退法第10条等に定める退職金の額を前提として、中期的に中退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目標とする。

表1 平成23年度決算の概要

区 分	概 要
期末運用資産残高	3,777,420 百万円
(期末資産残高)	(3,784,341 百万円)
運用等収入 (うち金銭信託評価益)	66,242 百万円 (33,796 百万円)
運用等費用	598 百万円
決算運用利回り	1.80%

(注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 運用等収入は、損益計算書の運用収入、不動産運用収入の合計額である。

3. 運用等費用は、損益計算書の運用費用、不動産管理費及び減価償却費の合計額である。
 4. 決算運用利回りは、運用等収入から運用等費用を減じたものを運用資産の平均残高で除したものである。

表2 資産運用の状況

(単位：億円、%)

運用の方法等		平成23年度末			
		資産残高	構成比	時価(参考)	決算運用利回り
自家運用		21,037	55.69	—	1.45
有価証券	国債	14,043	37.18	14,539	1.35
	地方債	1	0.00	1	1.96
	政府保証債	2,760	7.31	2,859	1.33
	金融債	1,865	4.94	1,902	1.16
	社債	287	0.76	324	4.89
	円貨建外国債	1,000	2.65	1,155	3.68
	小計	19,957	52.83	20,781	1.50
預金	短期運用	950	2.51	※	0.09
	普通預金	96	0.25	※	0.00
	小計	1,046	2.77	※	0.05
投資不動産		35	0.09	35	1.30
委託運用		16,737	44.31	—	2.23
金銭信託	指定・特定金銭信託	12,968	34.33	12,968	2.29
	新団体生存保険	1,637	4.33	1,637	3.25
	小計	14,605	38.66	14,605	2.39
生命保険資産		2,132	5.64	※	1.22
(有価証券信託)		(12,500)	(62.64)	—	0.00
合計		37,774	100.00	—	1.80

- (注) 1. 時価(参考)において、時価の把握ができないものについては※とした。
 2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を平均残高で除したものである。
 3. 短期運用は譲渡性預金である。
 4. 有価証券信託は自家運用により取得した有価証券の信託による運用であり、内数である。また、構成比は有価証券小計に対する構成比である。
 5. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

表3 パフォーマンス状況

委託運用（金銭信託・新団体生存保険）

資産区分	時間加重収益率		ベンチマーク		超過収益率 ①-②
	①	構成比	②	構成比	
国内債券	2.96%	42.1%	2.94%	40.9%	0.02%
アクティブ	2.99%				0.05%
パッシブ	2.93%				-0.01%
国内株式	1.06%	19.2%	0.59%	19.7%	0.47%
アクティブ	1.47%				0.88%
パッシブ	0.36%				-0.23%
外国債券	5.07%	19.7%	4.99%	19.7%	0.08%
アクティブ	5.10%				0.11%
パッシブ	4.95%				-0.04%
外国株式	1.25%	19.0%	0.50%	19.7%	0.75%
アクティブ	1.87%				1.37%
パッシブ	0.38%				-0.12%
合計	2.50%	100.0%	2.89%	100.0%	-0.39%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託についてはベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. 時間加重収益率の構成比は期末構成比であり、期中の変化を反映したものとは必ずしも一致しない。
4. ベンチマークの構成比は、基本ポートフォリオ策定時に前提とした委託運用（金銭信託・新団体生存保険）に係る各資産の割合（国内債券16.0% 国内株式7.7% 外国債券7.7% 外国株式7.7%）に基づき再計算した構成比である。
5. ベンチマークの合計は、構成比による加重平均である。
6. 委託運用（金銭信託・新団体生存保険）の資産毎のベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
 - ・ 国内株式 TOPIX（配当込み）
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス（日本を除く、円換算）
 - ・ 外国株式 MSCI（KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS）
7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用（有価証券）

決算運用利回り	(参考値)
1.50%	1.46%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金、投資不動産を除いた数値である。
2. 参考値はNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率

(総合：23年3月末～24年2月末の単純平均)である。

表4 資産配分の状況

	基本ポートフォリオ		平成23年度末の実績	
	資産配分 a	乖離許容幅	資産配分 b	乖離幅 b-a
国内債券	76.9%	±5.0%	77.6%	0.7%
国内株式	7.7%	±3.0%	7.4%	-0.3%
外国債券	7.7%	±2.0%	7.6%	-0.1%
外国株式	7.7%	±3.0%	7.4%	-0.3%
合計	100.0%	—	100.0%	—

資産運用に当たっては、中退法及び関係法令並びに基本方針に則った運用方法によって実施し、制度の安定的な運営及び健全性の向上に必要な運用収益を確保するため、運用の基本方針に定めた、最適な資産の組み合わせである基本ポートフォリオに沿った資産配分を行っている。

平成23年度においては、委託運用においてリスク資産回避の動きや主要国における金融緩和を受けての内外債券高、年度末の欧州危機の懸念の一服後の内外株高や円高修正によるプラス収益を確保した。自家運用においても、安定した収益を確保した。

平成23年度決算は、期末運用資産残高は3兆7774億円、運用等収入は662億円、運用等費用は6億円となった。純収益は656億円、決算運用利回りは1.80%であった。このうち、自家運用資産残高は、2兆1037億円、決算運用利回りは1.45%、委託運用資産残高は1兆6737億円、決算運用利回りは2.23%であった。

また、当期総利益は316億円、繰越欠損金は前年度末の2058億円から1741億円に減少した。

委託運用に係るパフォーマンス状況については、全資産においてベンチマークを上回ったが、全体では時間加重収益率が2.50%となり、ベンチマークの2.89%を0.39%下回った。なお、自家運用(有価証券)に係るパフォーマンス状況については、決算運用利回りが1.50%であった。

資産配分については、基本ポートフォリオに定める資産配分に対する乖離許容幅の範囲内を維持した。

以上の状況からみれば、中退共事業における資産運用は、委託運用において全体での時間加重収益率はベンチマークを下回ったものの、繰越欠損金が前年度を下回り、おおむね適切に行われていると評価できる。累積欠損金の早期解消に留意しつつ、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

2. 基本ポートフォリオ

[資産運用の基本方針の規定] (I-4 (2))

将来にわたる最適な資産配分である基本ポートフォリオを、中長期的観点から策定し、これに基づく資産配分を維持するよう努める。

基本ポートフォリオを、毎年度検証する。また、策定時の諸条件が変化した場合は、必要に応じて基本ポートフォリオの見直しを行う。

基本ポートフォリオ (平成23年4月1日改定)

期待収益率 2.60% 標準偏差 3.02%

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
資産配分	76.9%	7.7%	7.7%	7.7%	100.0%
乖離許容幅	± 5.0%	± 3.0%	± 2.0%	± 3.0%	—

(注) 国内債券には生命保険資産 (一般勘定)、預け金、不動産を含む。

資産配分については、月次データで管理を行うとともに、乖離状況によってはベンチマークの騰落率等に基づき、予想される資産配分比率をシミュレーションして管理を行っている。この結果、期を通して基本ポートフォリオに定める資産配分に対する乖離許容幅の範囲内を維持した。

平成23年4月に改定した基本ポートフォリオについては、同年9月末時点の経済予測、市場状況等に基づき検証を行った結果、効率的フロンティアから大きな乖離がないことを確認している。

また、基本ポートフォリオの策定時と平成23年9月末との比較では、期待収益率で2.60%から2.21%への下振れ、標準偏差で3.02%から3.08%への上振れが認められた。この検証結果を踏まえ、リスクの積み増しは適当でないと判断し、同年11月に資産運用委員会に諮り、基本ポートフォリオを継続している。

以上の状況からみれば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

3. 情報公開

[資産運用の基本方針の規定] (I-6)

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

資産運用に関する情報公開については、財務諸表等を官報に公告し、一般の閲覧に供した。また、ホームページにおいて財務諸表等、資産運用の基本方針、資産運用の状況及び運用結果等資産運用に関する情報に説明文を加えて掲載するとともに、エマージング株式の組入れ開

始についても掲載した。さらに、平成22年度中退共事業の財務状況及び平成22年度に係る資産運用結果に対する評価報告書の議事要旨を掲載した。

以上の状況からみれば、資産運用に関する情報公開は、適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、適切で分かりやすい情報公開に努めることが期待される。

4. 自家運用の遂行

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅱ-2)

中退共資産の運用原資が比較的長期・安定的な資金であることから、運用対象の確実性や長期・安定的な運用の観点を重視し、元本の償還や利払いが確実な金融商品に分散投資する。

- (1) バイ・アンド・ホールドを原則
- (2) ラダー型ポートフォリオの構築を目指す
- (3) キャッシュフロー対応

投資対象は円建ての金融商品とし、信用状況・クーポン・償還日等の発行条件等につき十分な調査、分析を行った上で銘柄選択し、かつ、発行体、残存期間等の適切な分散化を図る。

国債、政府保証債、地方債以外の債券を取得する場合には、信用のある格付機関のいずれかによりA格以上の格付けを得ている銘柄とする。その場合、同一の発行体が発行した債券(金融債を除く)への投資は、原則として自家運用債券ポートフォリオの10%を上限の目途とする。

上記の債券で、取得後にいずれの格付機関による格付けもA格未満となった債券については、発行体の債務不履行リスクに十分留意した上で、必要であれば売却の手段を講じる。

自家運用については、運用対象の確実性や長期・安定的な運用の観点を重視し、バイ・アンド・ホールドの原則を踏まえ、ラダー型ポートフォリオの構築及びキャッシュフロー対応を考慮し、元本の償還や利払いが確実な国債、政府保証債、金融債等の金融商品に分散投資している。

リスク管理については、国債、政府保証債、地方債以外の債券について、A格以上及び同一の発行体が発行した債券の割合を10%以下とする規制を行っており、そのいずれについても、期間中は該当していない。

以上の状況からみれば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

5. 委託運用

(1) 信託及び新団体生存保険（特別勘定）

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-1 (1) (2)、2 (1))

(1) 受託機関の選定

① 資産運用受託機関

資産運用受託機関の選定に当たっては、当該受託機関のイ) 組織及び体制、ロ) 人材、ハ) 運用方針及び運用スタイル・手法、ニ) リスク管理体制、ホ) 事務能力及び運用内容のディスクロージャー等を評価の上行う。

② 資産管理受託機関

資産管理受託機関の選定に当たっては、当該受託機関のイ) 組織及び体制、ロ) 信用のある格付機関による格付け、ハ) システム対応状況及び事務能力等を評価の上行う。

(2) 受託機関の評価

① 資産運用受託機関

資産運用受託機関の評価は、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価で行う。

イ) 定量評価

各資産運用受託機関のファンド毎の時間加重収益率を、各資産別の市場インデックス（ベンチマーク）と比較することにより、評価する。

ロ) 定性評価

定性評価の項目は、(1) ①に掲げる項目とする。なお、運用スタイル・手法と実際の投資行動との整合性についても検証する。

② 資産管理受託機関

資産管理受託機関の評価の項目は、(1) ②に掲げる項目とする。

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-1 (3)、2 (1))

① 評価に基づくシェア変更

運用の評価を行った結果に基づいて、中退共本部は各受託機関への資産配分シェアの変更、委託契約の解除又は運用ガイドラインの変更を行うものとする。この場合の評価対象期間は、原則として3年～5年であるが、それよりも短い期間であっても運用成績が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

② 政策的に行うシェア変更

市場価格の大幅な変動により資産の構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要がある場合又は運用スタイル・手法の適正な分散を目的として受託機関の構成の変更を行う場合等においては、受託機関の評価の優劣にかかわらず、中退共本部の政策的判断を優先して資産配分シェアの変更、委託契約の解除又は運用ガイドラインの変更を行うことがある。

③ その他

法令、契約書、本基本方針若しくは運用ガイドライン等に反したと認められる場合又は中退共資産管理上重大な問題が生じた場合等にも、中退共資産の安全確保のため緊急に資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-1 (4) ⑥、2 (1))

⑥ 資産管理及び運用状況に係る報告

受託機関は、下記の事項につき報告を行うほか、受託者責任を踏まえ、中退共資産の管理及び運用に関する情報を中退共本部に対して提供する。

イ) 報告書

資産管理受託機関は、残高状況、損益状況（未収に係るものを含む。）、取引状況、費用状況等に係る中退共資産の管理に関する報告書を、また、資産運用受託機関は、これらに加えてパフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等に係る中退共資産の運用に関する報告書を、中退共本部に対し少なくとも四半期毎に提出するものとする。

この他に中退共本部から要請があった場合には、資産管理受託機関及び資産運用受託機関は、その指示に基づいて報告を行うものとする。

ロ) ミーティング

中退共本部と受託機関は、原則として四半期毎に、中退共資産の運用に関しミーティングを行い、運用状況及び運用成果、並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行うものとする。その他、中退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

ハ) その他の報告

受託機関は、法令、契約書、本基本方針又は運用ガイドライン等に反する行為があった場合には、直ちに中退共本部に対し報告を行い、指示に従うものとする。

期間中に新たな資産運用受託機関及び資産管理受託機関の選定は行っていない。なお、既存の資産運用受託機関及び資産管理受託機関であるA社とB社が合併することからヒアリングを行ったが、運用方針及び運用スタイル・手法等が引き継がれることを確認し、また、組織及び体制も適切と判断したことから、合併後のC社を資産運用受託機関及び資産管理受託機関として継続することとした。

資産運用受託機関の評価については、ファンドごとの時間加重収益率をベンチマークと比較することにより行った定量評価に、組織・運用スタイル・リスク管理体制等を評価した定性評価を加えて総合評価により行っている。なお、定量評価において、解約基準を一段階引き上げるとともに、一部回収基準に期間平均得点の観点を加え、基準の見直しを実施した。

評価に基づくシェア変更については、定量評価に定性評価を加えた総合評価に基づき2ファンドを解約、1ファンドを減額し、4ファンドに増額を行った。また、政策的に行うシェア変更として、適格年金からの移行実績をベースとして8ファンドに増額を行った。なお、基本ポートフォリオからの著しい乖離による修正、運用スタイル・手法の適正な分散を目的とする変更、法令、契約書、基本方針等への抵触を理由とするシェア変更は行っていない。

資産管理・運用状況に関しては、「残高状況、損益状況、取引状況、費用状況等に係る資産の管理に関する報告書」及び「パフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等に係る資産の運用に関する報告書」の提出を義務付け、月次での資産管理及び運用状況の把握を行っている。また、四半期ごとに運用状況及び運用成果等についてのミーティングを行っている。

欧州債務危機に際しては、

- ① 運用ガイドラインの格付基準に抵触した国債を保有していないことの確認(毎月)
- ② 欧州周辺国の国債への投資状況の把握。欧州周辺国全体では過度のリスクを取っていない

この確認(7月、11月)

③ 投資方針の確認(7月、11月)

④ 欧州危機を巡る主な出来事、各指標の推移、主要国の対策状況等の情報収集及びとりまとめ(収集は常時。とりまとめは7月、11月、3月)

⑤ イタリア及びスペインの格下げリスクについての見解と、格下げの場合の対応方針について確認(四半期運用ミーティング)等を行っている。

なお、期間中に法令、契約書、基本方針等に反する行為はなかった。

以上の状況からみれば、受託機関の評価、シェア変更は、基本方針に定めた基本に基づき、適切に行われていると評価できる。また、受託機関の資産管理・運用状況の把握も、適切に行われていると評価できる。期間中に行われなかった受託機関の選定も含め、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

(2) 新企業年金保険契約 (一般勘定)

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-2(2)①、②)

① 生命保険会社の選定

生命保険会社の選定に当たっては、以下の項目を評価の上行う。

- イ) 当該生命保険会社の保険金支払能力(信用ある格付機関の格付け含む)
- ロ) 利回りや流動性等の商品性
- ハ) 一般勘定で保有する資産の内容等

② 生命保険会社の評価

生命保険会社の評価は上記に掲げる項目とする。

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-2(2)③)

イ) 評価に基づいて行うシェア変更

評価を行った結果に基づいて、中退共本部は各生命保険会社への資産配分シェアの変更、保険契約の解除を行うものとする。評価対象期間は、原則として3年～5年であるが、それよりも短い期間であっても評価が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更または保険契約の解除を行うことがある。

あるいは市場価格の大幅な変動により中退共資産の構成が基本ポートフォリオから著しく乖離しその修正を行う必要がある場合、また、中退共制度を運営維持するために行う必要がある場合等においては、資産配分シェアの変更、保険契約の解除を行うことがある。

ロ) その他

法令、契約書、本基本方針等に反したと認められる場合又は中退共資産管理上重大な問題が生じた場合等にも、中退共資産の安全確保のため緊急に資産配分シェアの変更又は保険契約の解除を行うことがある。

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-2(2)④)

イ) 報告書

生命保険会社は、自社の経営内容及び資産の管理・運用に関する報告書を、中退共本部に対し少なくとも半期毎に提出するものとする。

この他に中退共本部から要請があった場合には、生命保険会社は、その指示に基

づいて報告を行うものとする。

ロ) ミーティング

中退共本部と生命保険会社は、半期毎にミーティングを行う。またそれ以外にも必要の都度、情報交換や協議を行う。

ハ) その他の報告

生命保険会社は、法令、契約書、本基本方針等に反する行為があった場合には、直ちに中退共本部に対し報告を行い、指示に従うものとする。

期間中に新たな生命保険会社の選定は行っていない。

生命保険会社の評価については、保険金支払能力、格付け、流動性及び保有資産内容等により総合的に行っている。

既存の資産については、評価に基づくシェア変更基準に抵触しなかったため、シェア変更を行わなかった。新規資金のシェア配分については、中退共制度への新規加入事業所数、加入従業員数等に基づき行った。なお、法令、契約書、基本方針等への抵触を理由とするシェア変更はなかった。

資産管理及び運用状況については、半期ごとに「経営内容及び資産の管理運用に関する報告書」の提出を義務付け、資産管理及び運用状況の把握を行うとともに、半期ごとにミーティングを行い、確認を行っている。なお、期間中に法令、契約書、基本方針等に反する行為はなかった。

以上の状況からみれば、生命保険会社の評価及びシェア変更は、基本方針に定めた基本に基づき、適切に行われていると評価できる。また、生命保険会社の資産管理・運用状況の把握についても、適切に行われていると評価できる。期間中に行われなかった生命保険会社の選定及びシェア変更も含め、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

(3) 有価証券信託による委託運用

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-3 (1)、(2))

① 受託機関の選定

資産運用・管理受託機関の選定に当たっては、当該受託機関のイ) 組織及び体制、ロ) 人材、ハ) 運用方針、ニ) リスク管理体制、ホ) 事務能力及び運用内容のディスクロージャー、ヘ) 信用のある格付機関による格付け、ト) システム対応状況等を評価の上行う。

② 受託機関の評価

資産運用・管理受託機関の評価は、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価で行うものとする。

イ) 定量評価

運用利回り及び貸出稼働率について、各受託機関毎に比較評価を行う。

ロ) 定性評価

定性評価の項目は、①に掲げる項目とする。

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-3 (3))

(3) 受託機関のシェア変更

① 評価に基づくシェア変更

運用の評価を行った結果に基づいて、各受託機関への資産配分シェアの変更、委託契約の解除を行うものとする。この場合の評価対象期間は、原則として3年～5年であるが、それよりも短い期間であっても運用成績が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

② 政策的に行うシェア変更

市場価格の大幅な変動により中退共資産の構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要がある場合等においては、受託機関の評価の優劣にかかわらず、政策的判断を優先して資産配分シェアの変更、委託契約の解除を行うことがある。

③ その他

法令、契約書、本基本方針等に反したと認められる場合又は資産管理上重大な問題が生じた場合等にも、資産の安全確保のため緊急に資産配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

[資産運用の基本方針の規定] (Ⅲ-3 (4) ③)

③ 資産管理及び運用状況に係る報告

イ) 報告書

残高状況、損益状況(未収に係るものを含む。)、取引状況に係る資産の管理に関する報告書を、少なくとも四半期毎に提出するものとする。この他に当本部から要請があった場合には、その指示に基づいて報告を行うものとする。

ロ) ミーティング

受託機関は、原則として四半期毎に、資産の運用に関しミーティングを行い、運用に関する重要事項について協議を行うものとする。また、それ以外にも必要の都度、情報交換や協議を行うものとする。

ハ) その他の報告

法令、契約書、本基本方針等に反する行為があった場合には、直ちに報告を行い、指示に従うものとする。

期間中に新たな資産運用・管理受託機関の選定は行っていない。

資産運用・管理受託機関の評価については、定量評価は運用利回り、貸出稼働率により、定性評価は組織及び体制、運用方針、格付け等により総合的に行っている。また、既存受託機関以外の運用機関の状況把握も行っている。

資産運用・管理受託機関の資産配分シェア変更については、評価に基づくシェア変更基準に抵触しなかったため、シェア変更を行わなかった。政策的に行うシェア変更及び法令、契約書、基本方針等への抵触を理由とするシェア変更はなかった。

資産運用・管理受託機関の資産管理及び運用状況の把握については、「残高状況、損益状況、取引状況に係る資産の管理に関する報告書」の提出を義務付け、四半期での資産管理及び運用状況の把握を行っている。期間中に、法令、契約書、基本方針等に反する行為はなかった。

有担保取引の対象取引先を国内系金融機関に限定する等の対応を継続した。これについては、資産運用・管理受託機関との四半期ごとのミーティングを通じて、他の公的機関の対応状況、金融状況・市場環境等を確認した上で継続している。

以上の状況からみれば、受託機関の評価は、基本方針に定めた基本に基づき適切に行われ

ていると評価できる。期間中に行われなかった受託機関の選定、シェア変更も含め、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。なお、有担保取引に係る制限については、引き続き状況を把握し、適切に行われることが期待される。

6. 運用管理体制

[資産運用の基本方針の規定] (IV-1)

1 運用体制の整備、充実

資金運用部には自家運用、外部運用受託機関のモニタリング、基本ポートフォリオの管理等に係る事務を的確に遂行することができる専門的知識及び経験を有する担当者を置く。

また、資産運用の専門知識を持った人材の育成・確保に取り組み、運用体制の整備・充実を図り、運用管理の合理化・コスト削減等に努める。

[資産運用の基本方針の規定] (IV-2、3)

2 資産運用委員会

運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

3 ALM研究会

資産運用の効率化を図るため基本ポートフォリオの作成及び基本方針等について、助言を受けることを目的として、外部の専門家で構成するALM研究会を設置する。

運用体制の整備、充実については、資産運用に関する専門的知識の向上及び人材育成を図る観点から、各種セミナー・講習会等へ職員を参加させ、必要な知識の修得に努めている。

資産運用委員会については、理事長を委員長とした担当役職員で構成され、毎月1回開催し、運用の基本方針、運用計画、運用実績報告及び資産配分その他重要な事項を審議している。

ALM研究会については、開催はされなかったが、外国株式アクティブ運用において、投資対象国を新興国（エマージング諸国）まで広げる投資方法及び投資方針を各委員に説明し、了承を得ている。

以上の状況からみれば、運用体制の整備、充実は適切に行われており、資産運用委員会等の運営も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業における平成23事業年度
に係る資産運用結果に対する評価報告書

【第一部 給付経理】

【第二部 特別給付経理】

平成24年11月12日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会委員名簿

- | | | |
|---------|---------|---|
| | 小 粥 泰 樹 | 株式会社野村総合研究所
金融 IT イノベーション事業本部
副本部長 |
| (委員長) | 奥 村 明 雄 | 一般財団法人 日本環境衛生センター
理事長 |
| | 鈴 木 豊 | 公認会計士 鈴木豊 事務所
公認会計士 |
| | 宮 森 正 和 | 元UFJ 総合研究所(現三菱UFJリサーチ&コンサルティング)
常務取締役金融本部本部長 |
| (委員長代理) | 米 澤 康 博 | 早稲田大学
大学院ファイナンス研究科教授 |

(敬称略、五十音順)

目 次

はじめに -----	1
○ 建設業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価	
【第一部 給付経理】	
第1 全般の評価 -----	2
第2 個別項目の評価	
1. 運用の目標 -----	2
2. 基本ポートフォリオ -----	5
3. 情報公開 -----	6
4. 自家運用の遂行 -----	6
5. 委託運用 -----	7
6. 運用管理体制 -----	10
【第二部 特別給付経理】	
第1 全般の評価 -----	11
第2 個別項目の評価	
1. 運用の目標 -----	11
2. 基本ポートフォリオ -----	14
3. 情報公開 -----	15
4. 自家運用の遂行 -----	15
5. 委託運用 -----	16
6. 運用管理体制 -----	19

(注) 本文中、枠囲みの文章は「資産運用の基本方針」の抜粋である。

※ 数値の端数処理について

- ・当期総利益、利益剰余金の端数は、切り捨て
- ・当期総損失、繰越欠損金の端数は、切り上げ
- ・上記以外の数値については四捨五入

はじめに

独立行政法人は、組織、業務等について独立行政法人評価委員会において評価されることとなっている。

これを受け、当委員会は毎年度の資産運用結果について評価を行っており、平成 23 年度の資産運用結果に対する評価については資産運用の基本方針に沿った運用がなされているかどうかを中心として評価することとし、資産運用関連の数値が確定する時期を待って平成 24 年 6 月 18 日に委員会を開催し、機構から運用結果の報告を受け、平成 24 年 7 月 5 日の委員会において、「平成 23 事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書（平成 24 年 7 月 10 日）」を取りまとめた。この評価結果は、7 月に開催された厚生労働省独立行政法人評価委員会に報告された。

平成 23 年度全般にわたる個別具体的な評価については、平成 24 年 9 月 28 日に委員会を開催し、更に審議を行い本報告書に取りまとめた。

本報告書の内容が十分活用され、機構の資産運用がより一層適切に行われるよう期待したい。

○建設業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価

【第一部 給付経理】

第1 全般の評価

建設業退職金共済事業（以下「建退共」という。）給付経理の平成23年度の資産運用に関しては、中期的に制度の安定的な運営を維持しうる収益を確保するという運用目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持した上で適切に行われている。また、委託運用についてはベンチマークを上回るパフォーマンスとなっているなど、市場の状況及び共済事業の実情を勘案すれば、適切な運用が行われていると評価できる。

第2の資産運用の基本方針の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取り組みが行われており、全体としては、運用の基本方針に沿って適切に行われたと評価できる。

第2 個別項目の評価

1 運用の目標

(I-1~3)

〔資産運用の基本方針の規定〕

1. 建退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。
2. 建退共資産の運用は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。
3. 上記1、2に基づき、中退法施行令第10条に定める退職金の額を前提として、中期的に建退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標とする。

表1 平成23年度決算の概要

区 分	概 要
期末運用資産残高	827,191 百万円
(期末資産残高)	(831,294 百万円)
運用収入 (うち金銭信託評価益)	14,601 百万円 (6,459 百万円)
運用費用	68 百万円
決算運用利回り	1.77%

(注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。

2. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを、運用資産の平均残高で除したものである。

表2 資産運用の状況

(単位:億円、%)

運用の方法等		平成23年度末			
		資産残高	構成比	時価(参考)	決算運用利回り
自家運用		5,246	63.4	—	1.44
有価証券	国債	1,799	21.8	1,893	1.48
	政府保証債	3,175	38.4	3,308	1.50
	金融債	80	1.0	80	0.3
	小計	5,054	61.1	5,201	1.49
預金	定期預金	6	0.1	※	0.03
	短期運用	107	1.3	※	0.09
	普通預金	79	1.0	※	—
	小計	192	2.3	※	0.04
委託運用		3,026	36.6	—	2.36
金銭信託		2,496	30.2	2,496	2.65
生命保険資産		530	6.4	※	0.85
(有価証券信託)		(1,590)	(31.5)	—	0.04
合計		8,272	100.0	—	1.77

- (注) 1. 時価(参考)欄において、時価の把握ができないものについては※とした。
 2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を平均残高で除したものである。
 3. 短期運用は通知預金、定期預金、譲渡性預金である。
 4. 有価証券信託は自家運用により取得した有価証券の信託による運用であり、内数である。また、構成比は有価証券小計に対する構成比である。
 5. 単位未満は四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

表3 パフォーマンス状況

委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①-② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	2.93%	62.5%	2.94%	62.1%	-0.01%
国内株式	2.75%	17.3%	0.59%	17.6%	2.15%
外国債券	4.61%	8.6%	4.99%	8.7%	-0.38%
外国株式	0.02%	8.5%	0.50%	8.7%	-0.48%
短期資産	0.43%	3.1%	0.05%	3.0%	0.38%
合計	2.89%	100.0%	2.76%	100.0%	0.13%

- (注) 1.委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
- 2.時間加重収益率は、費用控除前である。
- 3.①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
- 4.②の構成比欄は、各受託機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。
- 5.ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
- 6.委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 - ・国内株式 TOPIX(配当込み)
 - ・外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
 - ・外国株式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
 - ・短期資産 コールレート(翌日もの、有担保、月中平均)
- 7.短期資産には、外貨建資産の為替差損益(約定日と受渡日の為替レートの差損益)等が含まれている。
- 8.単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.49%	1.46%

- (注) 1.決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
- 2.参考値は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合: 23年3月末~24年2月末の単純平均)である。

表4 資産配分の状況

	基本ポートフォリオ		平成23年度末の実績	
	資産配分 a	乖離許容幅	資産配分 b	乖離幅 b-a
国内債券	86.2%	±7.0%	86.2%	0.0%
国内株式	5.3%	±2.2%	5.4%	0.1%
外国債券	2.6%	±1.3%	2.6%	0.0%
外国株式	2.6%	±1.3%	2.6%	0.0%
短期資産	3.3%	±3.0%	3.1%	-0.2%
合計	100.0%	—	100.0%	—

資産運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、運用の基本方針に従い、退職金を将来にわたって確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本と

して実施している。また、建退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオの資産配分に沿って資産運用を行っている。

平成23年度決算については、期末運用資産残高は8272億円、運用収入は146億円を計上し、決算運用利回りは1.77%であった。

運用収入が前年度と比較して増加した主な要因は、主要国の長期金利が低下した影響で金銭信託評価益がプラスとなったことが大きかった。この結果、当期総利益は16億円を計上し、年度末の利益剰余金は459億円となった。

委託運用に係るパフォーマンス状況については、金銭信託の2資産(国内株式・短期資産)がベンチマークを上回り、3資産(国内債券・外国債券・外国株式)がベンチマークをやや下回ったが、全体では複合ベンチマークを上回る結果(対ベンチマーク比+0.13%)となった。なお、自家運用(有価証券)に係るパフォーマンス状況については、決算運用利回りが1.49%であった。

資産配分の状況については、いずれの資産も基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まっている。

以上の状況からみれば、建退共事業給付経理における資産運用は、基本方針に定める基本原則、運用の目的に基づき、運用の目標の達成に向けて、市場の状況を踏まえて適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

2 基本ポートフォリオ

平成22年12月27日変更の基本ポートフォリオ

(I-4(2))

[資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

	(%)					
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	合計
資産配分	86.2	5.3	2.6	2.6	3.3	100.0
乖離許容幅	±7.0	±2.2	±1.3	±1.3	±3.0	

(注1)国内債券には財政融資資金預託金、生命保険資産、新株予約権付社債、長期貸付金を含む。

(注2)平成22年度にこの基本ポートフォリオを検証した結果、その期待収益率は1.73%、標準偏差は1.39%である。

(注3)この基本ポートフォリオは、平成15年10月1日に5年程度の中期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。

(注4)この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、必要に応じて見直しを行う。

資産配分については、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を乖離許容幅の範囲内で維持するよう管理表を作成し、月次管理を実施している。この結果、期間中の資産配分実績は、乖離許容幅の範囲内で推移している。

各資産の時価変動や退職金支払いによる自家運用額の減少及び受託運用機関の総合評価に基づく委託金額の移管を踏まえ、各資産の配分割合が基本ポートフォリオの中

心値に近似するよう、受託運用機関ごとに新年度のアセットアロケーションを再計算している。この結果を資産運用委員会に諮った上で、当該アセットアロケーションを新年度以降遵守するよう各受託運用機関に通知している。

金銭信託に係る資産配分割合については、各受託運用機関のアセットアロケーションの遵守状況を情報統合サービスの利用によりモニタリングを実施している。

基本ポートフォリオの検証については、新たな経済予測に基づく数値を用いて外部要因の見直しによる検証を行い、現行の基本ポートフォリオは効率的フロンティアからほとんど乖離がなく、効率的なポートフォリオであることを確認している。また、責任準備金に対する利益剰余金の割合を用いて内部要因の見直しを行った結果、リスクバッファは小幅減少し、ショートフォール確率も前回検証時と同程度であることを確認している。

以上の検証結果を平成23年11月に開催した資産運用検討委員会へ諮り、合理的であるとの助言を得て、現行ポートフォリオを継続することとしている。

以上の状況からみれば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

3 情報公開

(I-6)

[資産運用の基本方針の規定]

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

資産運用に関する情報公開については、ホームページの資産運用のサイトにおいて、基本方針、運用管理体制、資産運用状況(グラフ化した資産運用状況を含む。)、資産運用結果に対する評価、外部の専門家で構成する委員会及び用語集を掲載している。

外部の専門家で構成する委員会に関する情報については、資産運用検討委員会及び資産運用評価委員会の資料及び議事要旨を引き続き公開している。

その他の関連する情報については、情報公開のサイトの「財務に関する情報」において、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を公開している。

以上の状況からみれば、資産運用に関する情報公開は、適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、適切で分かりやすい情報公開に努めることが期待される。

4 自家運用の遂行

(II-2)

[資産運用の基本方針の規定]

- ① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保するため、バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。
- ② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、自家運用における債券保有総額の10%を超えないこととする。

- ③ 信用リスクを管理する観点からは、金融債、財投機関債、社債券(特定社債券を含む。)及び円貨建外国債の取得は指定格付け機関の一からA格以上を取得しているものとする。取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の業績の推移等に留意しつつ、適宜売却する方向で検討する。

自家運用については、バイ・アンド・ホールドの原則を踏まえた長期・安定的な債券投資を継続している。保有債券の売却は行っていない。

リスク管理については、自家運用の債券は、国債、政府保証債及び金融債であり、同一発行体が発行した債券に係る保有制限の対象となる投資はない。また、格付け制限の対象となる債券については、A格以上の金融債を取得し、保有している。

以上の状況からみれば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

5 委託運用

(1) 金銭信託

(Ⅲ-1(1)、(2)、(3)、(4)⑥、⑦)

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル、手法を勘案して受託運用機関を選定し、それぞれの受託運用機関に本基本方針及び運用ガイドラインに基づく運用を指示する。

受託機関の選定に当たっては、当該受託機関の①経営理念、経営内容及び社会的評価、②年金性資金運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル、手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用管理体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力、経験、⑦年金性資金運用の経験、実績等を十分審査する。

(2) 受託機関の評価

建退共本部は、受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、3～5年の委託期間を原則とする。

① 定量評価

定量評価に当たっては、各受託運用機関のファンド毎の時間加重収益率及び修正総合利回りを、各受託運用機関との間で取り決めた資産構成に基づいて計算された複合市場平均収益率(複合ベンチマーク)と比較する。あわせて、各資産別に、同一のベンチマークによって、対象とする受託運用機関毎に比較する。

② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力の項目とし、運用スタイル、手法と実際の投資行動との整合性について検証する。あわせて、報告書やミーティングを通じて、建退共本部のニーズの把握状況や年金性資金運用に対する理解と関心について評価を行う。

(3) 受託機関のシェア変更

① 建退共本部は、評価結果に基づいて、受託運用機関への資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行う。

② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

③ 市場価格の大幅な変動により、建退共本部全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、受託運用機関の評価の優劣にかか

ならず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除等を行うことがある。

- ④法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は建退共資産管理上必要が生じた場合には、建退共資産の安全性確保のため、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

(4) 受託機関の責務及び目標

- ⑥受託機関は、ポートフォリオの運用状況を中心とした建退共資産の管理に関する報告書(残高状況、損益状況、取引状況及び費用状況等)及び建退共資産の運用に関する報告書(パフォーマンス状況、運用方針等)を、少なくとも四半期毎に建退共本部へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、建退共本部からの指示を受ける。

以上の他、建退共本部の指示に従い報告を行う。

- ⑦建退共本部と受託運用機関は、原則として四半期毎にミーティングを行い、建退共資産の運用状況及び運用成果並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。

その他、建退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

期間中に新たな受託機関の選定は行っていない。

受託機関の評価については、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行っている。定量評価については、複合ベンチマークとの比較に基づく超過収益率により行い、併せて各資産別にベンチマークとの比較に基づく受託機関ごとの超過収益率とその要因分析を行っている。定性評価については、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力、建退共本部のニーズの把握状況及び年金性資金運用に対する理解と関心の7項目からなる定性評価シートにより、年度上期と下期に実施している。

評価に基づくシェア変更については、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価に基づき、3ファンドを減額し、3ファンドに増額を行うことを決定した。

資産管理・運用状況の把握については、各受託機関に対し、運用ガイドラインを交付し、その遵守を指示している。資産の運用及び管理に関する報告書は、適切に作成され、遅滞なく提出されている。また、4月と10～11月の2回、受託機関全社と定例のミーティングを実施するとともに、7月と1月に、パフォーマンスが不振な受託機関とミーティングを実施している。

委託運用におけるパフォーマンス改善に向けた取組みについては、上半期の運用実績を踏まえ、運用成績が不振な受託機関に対し、運用改善策の提出を求めている。なお、外国株式については、アクティブ運用での超過収益が期待通り獲得できないため、リスク抑制及び運用コスト圧縮の観点から、パンプ運用の導入を検討し、平成24年度から、一部組み入れることとしている。

欧州債務危機など、格付け変更等のイベント発生時には、国別に国債の保有状況及びその時価総額やベンチマークとの乖離状況等について確認するとともに、ガイドラインを遵守しているかどうかについて確認を行い、必要に応じ、対象国の格下げ等の信用リスク状況についての見方や継続保有・売却方針等の今後の投資方針等について確認している。

以上の状況からみれば、受託機関の評価及びシェア変更は、基本方針に定めた基本に基づき、適切に行われていると評価できる。また、受託機関の資産管理・運用状況の把

握も、適切に行われていると評価できる。期間中に行われなかった受託機関の選定も含め、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

(2) 生命保険資産

<p>(Ⅲ-2(1)～(3)) [資産運用の基本方針の規定]</p> <p>(1) 生命保険会社の選定 信用ある格付け機関の格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率等を考慮し、選定する。</p> <p>(2) 生命保険会社の評価 財務格付け、ソルベンシーマージン比率等による健全性、保証利率、配当の有無並びに建退共資産の管理に係る事務量等を評価する。</p> <p>(3) 生命保険会社のシェア変更 (2)の評価により必要に応じてシェアの変更を行う。</p>
--

期間中に新たな生命保険会社の選定は行っていない。

生命保険会社の評価については、格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率及び建退共資産の管理に関する事務量等について実施した。いずれの事項とも問題はなかったため、期間中、評価によるシェア変更は行っていない。

以上の状況からみれば、生命保険資産の評価は、基本方針に定めた基本に基づき、適切に行われていると評価できる。期間中に行われなかった生命保険会社の選定及びシェア変更も含め、今後とも適切に行われることが期待される。

(3) 有価証券信託

<p>(Ⅲ-3(1)、(2)) [資産運用の基本方針の規定]</p> <p>(1) 受託機関の選定及び評価 有価証券信託については、建退共本部が信託する有価証券(以下「信託有価証券」という。)の保全のため、受託機関の健全性を重視して選定し、貸出稼働率・収益率等を評価することとする。</p> <p>(2) 信託有価証券の払戻 (1)の評価に基づき必要に応じて信託有価証券の払戻を行う。</p>
--

期間中に新たな受託機関の選定は行っていない。

受託機関の評価については、財務状況、貸出稼働率、収益率等により行っている。

受託機関として信託銀行3社を採用しているが、これらの評価基準について著しい差異が生じていないため、期間中、評価による払い戻しは行っていない。

平成20年度の金融危機以降、受託機関に指示してきた、貸出先を国内系金融機関に限定すること、貸出期間を短縮することについては、リスク管理上の観点から、平成23年度も継続して実施している。なお、平成24年度から一層のリスク低減を図るため、有価証券の貸し出しについて有担保取引に限定することとしている。

以上の状況からみれば、受託機関の評価は、基本方針に定めた基本に基づき適切に

行われていると評価できる。期間中に行われなかった受託機関の選定、信託有価証券の
払戻も含め、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

6 運用管理体制

(IV-1、2、3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 運用体制の整備、充実

- ① 資産運用に係る業務は建退共本部の資金運用課が執行する。
- ② 同課には、資産運用の専門的知識を持った担当者を配置することとし、資産運用を取り
巻く環境の変化に対応できるよう、さらに人材の育成と確保に取り組む。あわせて運用体
制の整備、充実を図り、運用管理の合理化、コストの削減に努めるほか、情報収集等によ
りリスク管理を適切に行う。

2. 資産運用委員会の設置

建退共資産の運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議
することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

3. 資産運用検討委員会の設置

資産の運用について、基本ポートフォリオの作成等運用の基本事項に関し、助言を得る
ことを目的として、外部の専門家で構成する資産運用検討委員会を設置する。

運用体制の整備、充実については、資金運用課に専門的知識及び年金資産運用の
経験を有する担当者を配置している。なお、平成24年度からは、資産運用に係る業務は、
資金運用部で一括実施することとしている。

また、資産運用に関する専門的知識の向上を図る観点から、資産運用に関するセミナ
ーに職員を参加させ、必要な知識の習得に努めている。さらに、定期預金等を設定する
金融機関の経営状況を把握するため、当該金融機関のホームページやディスクロージャ
ー資料からの情報を収集し、リスク管理に努めている。

資産運用委員会については、四半期ごとに開催し、運用実績の報告、運用計画の審
議を行っている。

資産運用検討委員会については、平成23年11月に開催し、基本ポートフォリオの検
証結果を諮り、助言を得ている。

以上の状況からみれば、運用体制の整備、充実は適切に行われており、資産運用委
員会等の運営も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われること
が期待される。

【第二部 特別給付経理】

第1 全般の評価

建退共特別給付経理の平成23年度の資産運用に関しては、中期的に制度の安定的な運営を維持しうる収益を確保するという運用の目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持した上で、適切に行われている。また、委託運用についてはベンチマークを上回るパフォーマンスとなっているなど市場の状況及び共済事業の実情を勘案すれば、適切な運用が行われていると評価できる。

第2の資産運用の基本方針の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取り組みが行われており、全体としては、運用の基本方針に沿って適切に行われたと評価できる。

第2 個別項目の評価

1 運用の目標

(I-1~3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 建退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。
2. 建退共資産の運用は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。
3. 上記1、2に基づき、中退法施行令第10条に定める退職金の額を前提として、中期的に建退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標とする。

表1 平成23年度決算の概要

区 分	概 要
期末運用資産残高	32,498百万円
(期末資産残高)	(32,633百万円)
運用収入 (うち金銭信託評価益)	580百万円 (305百万円)
運用費用	6百万円
決算運用利回り	1.77%

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを、運用資産の平均残高で除したものである。

表2 資産運用の状況

(単位：億円、%)

運用の方法等		平成23年度末			
		資産残高	構成比	時価(参考)	決算運用利回り
自家運用		171	52.6	—	1.38
有価証券	国債	3	1.0	3	1.17
	政府保証債	131	40.2	136	1.57
	金融債	24	7.4	24	1.33
	小計	158	48.6	164	1.52
預金	短期運用	11	3.4	※	0.09
	普通預金	2	0.6	※	—
	小計	13	4.0	※	0.06
委託運用		154	47.4	—	2.22
金銭信託		121	37.2	120	2.60
生命保険資産		33	10.2	※	0.79
(有価証券信託)		(126)	(79.8)	—	0.03
合計		325	100.0	—	1.77

- (注) 1. 時価(参考)欄において、時価の把握ができないものについては※とした。
 2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を平均残高で除したものである。
 3. 短期運用は譲渡性預金である。
 4. 有価証券信託は自家運用により取得した有価証券の信託による運用であり、内数である。また、構成比は有価証券小計に対する構成比である。
 5. 単位未満は四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

表3 パフォーマンス状況

委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①-② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	2.86%	63.8%	2.94%	63.7%	-0.09%
国内株式	1.77%	16.3%	0.59%	16.7%	1.18%
外国債券	3.84%	8.1%	4.99%	8.3%	-1.15%
外国株式	-0.38%	8.4%	0.50%	8.3%	-0.88%
短期資産	3.05%	3.3%	0.05%	3.0%	3.00%
合計	2.83%	100.0%	2.78%	100.0%	0.06%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。

2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. ①の構成比欄は期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
4. ②の構成比欄は、各受託運用機関に提示した資産構成に基づいて計算された金銭信託全体の構成比である。
5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
6. 委託運用（金銭信託）の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
 - ・ 国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
 - ・ 国内株式 TOPIX（配当込み）
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス（日本を除く、円換算）
 - ・ 外国株式 MSCI（KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS）
 - ・ 短期資産 コールレート（翌日もの、有担保、月中平均）
7. 短期資産には、外貨建資産の為替差損益（約定日と受渡日の為替レートの差額等）等が含まれている。
8. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

（参考）自家運用（有価証券）

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.52%	1.46%

- （注） 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
 2. 参考値は NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率（総合：23年3月末～24年2月末の単純平均）である。

表4 資産配分の状況

	基本ポートフォリオ		平成23年度末の実績	
	資産配分 a	乖離許容幅	資産配分 b	乖離幅 b-a
国内債券	83.0%	±7.0%	82.2%	-0.8%
国内株式	6.0%	±2.5%	6.3%	0.3%
外国債券	3.0%	±1.5%	3.1%	0.1%
外国株式	3.0%	±1.5%	3.2%	0.2%
短期資産	5.0%	±3.0%	5.2%	0.2%
合計	100.0%	—	100.0%	—

資産運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、運用の基本方針に従い、退職金を将来にわたって確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施している。また、基本方針に定める基本ポートフォリオの資産配分に沿って資産運用を行っている。

平成23年度決算については、期末運用資産残高は325億円、運用収入は6億円を計

上し、決算運用利回りは1.77%であった。

運用収入が前年度と比較して増加した主な要因は、主要国の長期金利が低下した影響で金銭信託評価益がプラスとなったことが大きかった。当期総損失は、1億円を計上し、年度末の利益剰余金は130億円となった。

委託運用に係るパフォーマンス状況については、金銭信託の2資産(国内株式・短期資産)がベンチマークを上回り、3資産(国内債券、外国債券、外国株式)がベンチマークをやや下回ったが、全体では複合ベンチマークを上回る結果(対ベンチマーク比+0.06%)となった。なお、自家運用(有価証券)に係るパフォーマンス状況については、決算運用利回りが1.52%であった。

資産配分の状況については、いずれの資産も基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まっている。

以上の状況からみれば、建退共特別給付経理における資産運用は、基本方針に定める基本原則、運用の目的に基づき、運用の目標の達成に向けて、市場の状況を踏まえて適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

2 基本ポートフォリオ

平成22年12月27日変更の基本ポートフォリオ

(I-4(2))

[資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

	(%)					
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	合計
資産配分	83.0	6.0	3.0	3.0	5.0	100.0
乖離許容幅	±7.0	±2.5	±1.5	±1.5	±3.0	

(注1) 国内債券には生命保険資産、新株予約権付社債を含む。

(注2) 平成22年度にこの基本ポートフォリオを検証した結果、その期待収益率は1.67%、標準偏差は1.60%である。

(注3) この基本ポートフォリオは、平成15年10月1日に、5年程度の中期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。

(注4) この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、必要に応じて見直しを行う。

資産配分については、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を乖離許容幅の範囲内で維持するよう管理表を作成し、月次管理を実施している。この結果、期間中の資産配分実績は、乖離許容幅の範囲内で推移している。

各資産の時価変動や退職金支払いによる自家運用額の減少及び受託運用機関の総合評価に基づく委託金額の移管を踏まえ、各資産の配分割合が基本ポートフォリオの中心値に近似するよう、受託運用機関ごとに新年度のアセットアロケーションを再計算している。この結果を資産運用委員会に諮った上で、当該アセットアロケーションを新年度以降遵守するよう各受託運用機関に通知している。

金銭信託に係る資産配分割合については、各受託運用機関のアセットアロケーションの遵守状況を情報統合サービスの利用によりモニタリングを実施している。

基本ポートフォリオの検証については、新たな経済予測に基づく数値を用いて外部要因の見直しによる検証を行い、現行の基本ポートフォリオは効率的フロンティアからほとんど乖離がなく、効率的なポートフォリオであることを確認している。また、責任準備金に対する利益剰余金の割合を用いて内部要因の見直しを行った結果、リスクバッファは小幅減少し、ショートフォール確率も前回検証時と同程度であることを確認している。

以上の検証結果を平成23年11月に開催した資産運用検討委員会へ諮り、合理的であるとの助言を得て、現行ポートフォリオを継続することとしている。

以上の状況からみれば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

3 情報公開

(I-6)
[資産運用の基本方針の規定]
運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

資産運用に関する情報公開については、ホームページの資産運用のサイトにおいて、基本方針、運用管理体制、資産運用状況(グラフ化した資産運用状況を含む。)、資産運用結果に対する評価、外部の専門家で構成する委員会及び用語集を掲載している。

外部の専門家で構成する委員会に関する情報については、資産運用検討委員会及び資産運用評価委員会の資料及び議事要旨を引き続き公開している。

その他の関連する情報については、情報公開のサイトの「財務に関する情報」において、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を公開している。

以上の状況からみれば、資産運用に関する情報公開は、適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、適切で分かりやすい情報公開に努めることが期待される。

4 自家運用の遂行

(II-2)
[資産運用の基本方針の規定]
① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保するため、バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。
② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、自家運用における債券保有総額の10%を超えないこととする。
③ 信用リスクを管理する観点からは、金融債、財投機関債、社債(特定社債券を含む。)及び円貨建外国債の取得は指定格付け機関の一からA格以上を取得しているも

のとする。取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の業績の推移等に留意しつつ、適宜売却する方向で検討する。

自家運用については、バイ・アンド・ホールドの原則を踏まえた長期・安定的な債券投資を継続している。保有債券の売却は行っていない。

リスク管理については、自家運用の債券は、国債、政府保証債及び金融債であり、同一発行体が発行した債券に係る保有制限の対象となる投資はない。また、格付け制限の対象となる債券については、A格以上の金融債を保有している。

以上の状況からみれば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

5 委託運用

(1) 金銭信託

(Ⅲ-1 (1)、(2)、(3)、(4) ⑥、⑦)

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル、手法を勘案して受託運用機関を選定し、それぞれの受託運用機関に本基本方針及び運用ガイドラインに基づく運用を指示する。

受託機関の選定に当たっては、当該受託機関の①経営理念、経営内容及び社会的評価、②年金性資金運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル、手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用管理体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力、経験、⑦年金性資金運用の経験、実績等を十分審査する。

(2) 受託機関の評価

建退共本部は、受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、3～5年の委託期間を原則とする。

① 定量評価

定量評価に当たっては、各受託運用機関のファンド毎の時間加重収益率及び修正総合利回りを、各受託運用機関との間で取り決めた資産構成に基づいて計算された複合市場平均収益率（複合ベンチマーク）と比較する。あわせて、各資産別に、同一のベンチマークによって、対象とする受託運用機関毎に比較する。

② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力の項目とし、運用スタイル、手法と実際の投資行動との整合性について検証する。あわせて、報告書やミーティングを通じて、建退共本部のニーズの把握状況や年金性資金運用に対する理解と関心について評価を行う。

(3) 受託機関のシェア変更

① 建退共本部は、評価結果に基づいて、受託運用機関への資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行う。

② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

③ 市場価格の大幅な変動により、建退共本部全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、受託運用機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除等を行うこ

とがある。

- ④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は建退共資産管理上必要が生じた場合には、建退共資産の安全性確保のため、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

(4) 受託機関の責務及び目標

- ⑥ 受託機関は、ポートフォリオの運用状況を中心とした建退共資産の管理に関する報告書（残高状況、損益状況、取引状況及び費用状況等）及び建退共資産の運用に関する報告書（パフォーマンス状況、運用方針等）を、少なくとも四半期毎に建退共本部へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、建退共本部からの指示を受ける。以上の他、建退共本部の指示に従い報告を行う。
- ⑦ 建退共本部と受託運用機関は、原則として四半期毎にミーティングを行い、建退共資産の運用状況及び運用成果並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。その他、建退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

期間中に新たな受託機関の選定は行っていない。

受託機関の評価については、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行っている。定量評価については、複合ベンチマークとの比較に基づく超過収益率により行い、併せて各資産別にベンチマークとの比較に基づく受託機関ごとの超過収益率とその要因分析を行っている。定性評価については、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力、建退共本部のニーズの把握状況及び年金性資金運用に対する理解と関心の7項目からなる定性評価シートにより、年度上期と下期に実施している。

評価に基づくシェア変更については、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価に基づき、1ファンドを減額し、1ファンドに増額した。

資産管理・運用状況の把握については、各受託機関に対し、運用ガイドラインを交付し、その遵守を指示している。資産の運用及び管理に関する報告書は、適切に作成され、遅滞なく提出されている。また、4月と10～11月の2回、受託機関全社と定例のミーティングを実施するとともに、7月と1月に、パフォーマンスが不振な受託機関とミーティングを実施している。

委託運用におけるパフォーマンス改善に向けた取組みについては、上半期の運用実績を踏まえ、運用成績が不振な受託機関に対し、運用改善策の提出を求めている。

欧州債務危機など、格付け変更等のイベント発生時には、国別に国債の保有状況及びその時価総額やベンチマークとの乖離状況等について確認するとともに、ガイドラインを遵守しているかどうかについて確認を行い、必要に応じ時には、対象国の格下げ等の信用リスク状況についての見方や継続保有・売却方針等の今後の投資方針等について確認している。

以上の状況からみれば、受託機関の評価及びシェア変更は、基本方針に定めた基本に基づき、適切に行われていると評価できる。また、受託機関の資産管理・運用状況の把握も、適切に行われていると評価できる。期間中に行われなかった受託機関の選定も含め、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

(2) 生命保険資産

<p>(Ⅲ-2 (1) ~ (3)) [資産運用の基本方針の規定]</p> <p>(1) 生命保険会社の選定 信用ある格付け機関の格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率等を考慮し、選定する。</p> <p>(2) 生命保険会社の評価 財務格付け、ソルベンシーマージン比率等による健全性、保証利率、配当の有無並びに建退共資産の管理に係る事務量等を評価する。</p> <p>(3) 生命保険会社のシェア変更 (2) の評価により必要に応じてシェアの変更を行う。</p>
--

期間中に新たな生命保険会社の選定は行っていない。

生命保険会社の評価については、格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率及び建退共資産の管理に関する事務量等について実施した。いずれの事項とも問題はなかったため、期間中、評価によるシェア変更は行っていない。

以上の状況からみれば、生命保険資産の評価は、基本方針に定めた基本に基づき、適切に行われていると評価できる。期間中に行われなかった生命保険会社の選定及びシェア変更も含め、今後とも適切に行われることが期待される。

(3) 有価証券信託

<p>(Ⅲ-3 (1)、(2)) [資産運用の基本方針の規定]</p> <p>(1) 受託機関の選定及び評価 有価証券信託については、建退共本部が信託する有価証券（以下「信託有価証券」という。）の保全のため、受託機関の健全性を重視して選定し、貸出稼働率・収益率等を評価することとする。</p> <p>(2) 信託有価証券の払戻 (1) の評価に基づき必要に応じて信託有価証券の払戻を行う。</p>
--

期間中に新たな受託機関の選定は行っていない。

受託機関の評価については、財務状況、貸出稼働率、収益率等により行っている。

受託機関として信託銀行1社を採用しているが、これらの評価基準について良好であるため、期間中、評価による払い戻しは行っていない。

平成20年度の金融危機以降、受託機関に指示してきた、貸出先を国内系金融機関に限定すること、貸出期間を短縮することについては、リスク管理上の観点から、平成23年度も継続して実施している。なお、一層のリスク低減を図るため、有担保取引に限定した貸出を検討したが、貸出ニーズに対応する債券の保有額が僅少なため、有価証券信託を解約する方針を決定している。

以上の状況からみれば、受託機関の評価は、基本方針に定めた基本に基づき適切に行われていると評価できる。

6 運用管理体制

(Ⅳ-1、2、3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 運用体制の整備、充実

- ① 資産運用に係る業務は建退共本部の担当部長が執行する。
- ② 担当部長は、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、資産運用の専門的知識を持った人材の育成に努める。あわせて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合理化、コストの削減に努めるほか、情報収集等によりリスク管理を適切に行う。

2. 資産運用委員会の設置

建退共資産の運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

3. 資産運用検討委員会の設置

資産の運用について、基本ポートフォリオの作成等運用の基本事項に関し、助言を得ることを目的として、外部の専門家で構成する資産運用検討委員会を設置する。

運用体制の整備、充実については、資産運用に係る管理者と運用者を分離し、資産運用業務を行っている。なお、平成24年度からは、資産運用に係る業務は、資金運用部で一括実施することとしている。

また、資産運用に関する専門的知識の向上を図る観点から、資産運用に関するセミナーに職員を参加させ、必要な知識の習得に努めている。

資産運用委員会については、四半期ごとに開催し、運用実績の報告、運用計画の審議を行っている。

資産運用検討委員会については、平成23年11月に開催し、基本ポートフォリオの検証結果を諮り、助言を得ている。

以上の状況からみれば、運用体制の整備、充実は適切に行われており、資産運用委員会等の運営も適切に行われていると評価できる。今後、運用体制の一元化により、運用体制の充実が図られることが期待される。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
清酒製造業退職金共済事業における平成23事業
年度に係る資産運用結果に対する評価報告書

【第一部 給付経理】

【第二部 特別給付経理】

平成24年11月12日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会委員名簿

- | | | |
|---------|---------|--|
| | 小 粥 泰 樹 | 株式会社野村総合研究所
金融 IT イノベーション事業本部
副本部長 |
| (委員長) | 奥 村 明 雄 | 一般財団法人 日本環境衛生センター
理事長 |
| | 鈴 木 豊 | 公認会計士 鈴木豊 事務所
公認会計士 |
| | 宮 森 正 和 | 元 UFJ 総合研究所(現三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング)
常務取締役金融本部本部長 |
| (委員長代理) | 米 澤 康 博 | 早稲田大学
大学院ファイナンス研究科教授 |

(敬称略、五十音順)

目 次

はじめに	1
○ 清酒製造業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価	
【第一部 給付経理】	
第1 全般の評価	2
第2 個別項目の評価	
1. 運用の目標	2
2. 基本ポートフォリオ	5
3. 情報公開	6
4. 自家運用の遂行	6
5. 委託運用	7
6. 運用管理体制	9
【第二部 特別給付経理】	
第1 全般の評価	11
第2 個別項目の評価	
1. 運用の目標	11
2. 基本ポートフォリオ	13
3. 情報公開	13
4. 自家運用の遂行	14
5. 委託運用	14
6. 運用管理体制	16

(注) 本文中、枠囲みの文章は「資産運用の基本方針」の抜粋である。

※ 数値の端数処理について

- ・ 当期総利益、利益剰余金の端数は、切り捨て
- ・ 当期総損失、繰越欠損金の端数は、切り上げ
- ・ 上記以外の数値については四捨五入

はじめに

独立行政法人は、組織、業務等について独立行政法人評価委員会において評価されることとなっている。

これを受け、当委員会は毎年度の資産運用結果について評価を行っており、平成 23 年度の資産運用結果に対する評価については資産運用の基本方針に沿った運用がなされているかどうかを中心として評価することとし、資産運用関連の数値が確定する時期を待って平成 24 年 6 月 18 日に委員会を開催し、機構から運用結果の報告を受け、平成 24 年 7 月 5 日の委員会において、「平成 23 事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書（平成 24 年 7 月 10 日）」を取りまとめた。この評価結果は、7 月に開催された厚生労働省独立行政法人評価委員会に報告された。

平成 23 年度全般にわたる個別具体的な評価については、平成 24 年 9 月 28 日に委員会を開催し、更に審議を行い本報告書に取りまとめた。

本報告書の内容が十分活用され、機構の資産運用がより一層適切に行われるよう期待したい。

○清酒製造業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価

【第一部 給付経理】

第1 全般の評価

清酒製造業退職金共済事業（以下「清退共」という。）給付経理の平成23年度の資産運用に関しては、中期的に制度の安定的な運営を維持しうる収益を確保するという運用目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持した上で、適切に行われている。また、委託運用において全体での時間加重収益率はベンチマークを下回ったものの、市場の状況及び共済事業の実情を勘案すれば、おおむね適切に行われていると評価できる。

第2の資産運用の基本方針の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取り組みが行われており、全体としては、運用の基本方針に沿って適切に行われたと評価できる。

第2 個別項目の評価

1 運用の目標

(I-1~3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 清退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を厳守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。
2. 清退共資産の運用は、清酒製造業退職金共済制度（以下「清退共制度」という。）を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。
3. 上記1、2に基づき、中退法施行令第10条に定める退職金の額を前提として、中期的に清退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標とする。

表1 平成23年度決算の概要

区 分	概 要
期末運用資産残高	4,857百万円
(期末資産残高)	(4,871百万円)
運用収入 (うち金銭信託評価益)	73百万円 (32百万円)
運用費用	1百万円
決算運用利回り	1.52%

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表上の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 運用収入は、損益計算書の運用収入である。

3. 決算運用利回りは、損益計算書の運用等収入から運用費用を減じたものを、運用資産の平均残高で除したものである。

表2 資産運用の状況

(単位:百万円、%)

運用の方法等		平成 23 年 度 末			
		資産残高	構成比	時価 (参考)	決算運用利回り
自家運用		3,060	63.0	—	1.28
有価証券	国債	2,483	51.1	2,483	1.45
	政府保証債	166	3.4	166	1.37
	小計	2,649	54.5	2,649	1.45
預金	短期運用	360	7.4	※	0.03
	普通預金	51	1.1	※	—
	小計	411	8.5	※	0.03
委託運用		1,797	37.0	—	1.91
金銭信託		1,583	32.6	1,583	2.09
生命保険資産		213	4.4	※	0.58
合計		4,857	100.0	—	1.52

- (注) 1. 時価 (参考) 欄において、時価の把握ができないものについては※とした。
 2. 決算運用利回りは、運用収益 (費用控除後) を平均残高で除したものである。
 3. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

表3 パフォーマンス状況

委託運用 (金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		②ベンチマーク		① - ② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	2.94%	67.8%	2.94%	67.5%	0.00%
国内株式	-1.33%	16.6%	0.59%	16.5%	-1.92%
外国債券	4.15%	7.8%	4.99%	8.0%	-0.83%
外国株式	-0.56%	7.9%	0.50%	8.0%	-1.06%
合計	2.36%	100.0%	2.86%	100.0%	-0.50%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
4. ②の構成比欄は、受託運用機関に提示した構成比である。
5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
6. 委託運用(金銭信託)の資産ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国内債券 NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックス(総合)
 - ・ 国内株式 TOPIX(配当込み)
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス(日本を除く、円換算)
 - ・ 外国株式 MSCI(KOKUSAI、円換算、配当再投資、GROSS)
7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

〈参考〉 自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.45%	1.46%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
2. 参考値は、NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合:23年3月末~24年2月末の単純平均)である。

表4 資産配分の状況

	基本ポートフォリオ		平成23年度末の実績	
	資産配分 a	乖離許容幅	資産配分 b	乖離幅 b-a
国内債券	91.9%	±4.0%	89.5%	-2.4%
国内株式	4.1%	±2.0%	5.4%	1.3%
外国債券	2.0%	±1.0%	2.5%	0.5%
外国株式	2.0%	±1.0%	2.6%	0.6%
合計	100.0%	—	100.0%	—

資産運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、運用の基本方針に従い、退職金を将来にわたって確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施している。また、清退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオの資産配分に沿って資産運用を行っている。

平成23年度決算については、期末運用資産残高は48億57百万円、運用収入は73百万円を計上し、決算運用利回りは1.52%であった。

運用収入が前年度と比較して増加した主な要因は、国内の金利が低下した影響で金

銭信託評価益がプラスとなったことが大きかった。当期総損失は、36百万円を計上し、年度末の利益剰余金は23億46百万円となった。

委託運用に係るパフォーマンス状況については、金銭信託の1資産(国内債券)がベンチマークと同水準であり、3資産(国内株式、外国債券、外国株式)がベンチマークを下回り、全体では複合ベンチマークを下回る結果(対ベンチマーク比-0.50%)となった。なお、自家運用(有価証券)に係るパフォーマンス状況については、決算運用利回りが1.45%であった。

資産配分の状況については、いずれの資産も基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まっている。

以上の状況からみれば、清退共給付経理における資産運用は、基本方針に定める基本原則、運用の目的に基づき、運用の目標の達成に向けておおむね適切に行われていると評価できるが、平成23年度の運用については、市場の状況にやや劣後していることから、引き続き適切な運用に向けた対応が求められる。

2 基本ポートフォリオ

平成22年12月27日変更の基本ポートフォリオ

(I-4(2))

[資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

	(%)				
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
資産配分	91.9	4.1	2.0	2.0	100.0
乖離許容幅	±4.0	2.0	±1.0	±1.0	

(注1) 国内債券には財政融資資金預託金、生命保険資産、新株予約権付社債、長期貸付金、短期資産を含む。

(注2) 平成22年度にこの基本ポートフォリオを検証した結果、期待収益率は1.72%、標準偏差1.01%となっている。

(注3) この基本ポートフォリオは、平成15年10月1日に、5年程度の中長期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。

(注4) この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、必要に応じて見直しを行う。

資産配分については、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を乖離許容幅の範囲内で維持するよう管理表を作成し、月次管理を実施している。この結果、期間中の資産配分実績は、乖離許容幅の範囲内で推移している。

基本ポートフォリオの検証については、新たな経済予測に基づく数値を用いて外部要因の見直しによる検証を行い、現行の基本ポートフォリオは効率的フロンティアに極めて近く、効率的なポートフォリオであることを確認している。また、責任準備金に対する利益剰余金の割合を用いて内部要因の見直しを行った結果、リスクバッファは増加し、ショートフォール確率も前回検証時と同程度で引き続き低いことを確認している。

以上の検証結果を平成23年11月に開催した資産運用検討委員会へ諮り、合理的であるとの助言を得て、現行ポートフォリオを継続することとしている。

以上の状況からみれば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

3 情報公開

(I-6)

[資産運用の基本方針の規定]

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

資産運用に関する情報公開については、ホームページの資産運用のサイトにおいて、基本方針、運用管理体制、資産運用状況(グラフ化した資産運用状況を含む。)、資産運用結果に対する評価、外部の専門家で構成する委員会及び用語集を掲載している。

外部の専門家で構成する委員会に関する情報については、資産運用検討委員会及び資産運用評価委員会の資料及び議事要旨を引き続き公開している。

その他の関連する情報については、情報公開のサイトの「財務に関する情報」において、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を公開している。

以上の状況からみれば、資産運用に関する情報公開は、適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、適切で分かりやすい情報公開に努めることが期待される。

4 自家運用の遂行

(II-2)

[資産運用の基本方針の規定]

- ① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保するため、バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。
- ② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券への投資額は、原則として自家運用における債券保有総額の10%をこえないこととする。
- ③ 信用リスクを管理する観点からは、金融債、社債券(特定社債券を含む)及び円貨建外国債の取得は指定格付け機関の一からA格以上を取得しているものとする。取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の業績の推移等に留意しつつ、適宜売却する方向で検討する。

自家運用については、バイ・アンド・ホールドの原則を踏まえた長期・安定的な債券投資を継続している。保有債券の売却は行っていない。

リスク管理については、自家運用の債券は、国債、政府保証債のみであり、同一発行体が発行した債券に係る保有制限の対象となる投資はない。また、格付け制限の対象となる債券の取得及び保有もなかった。

以上の状況からみれば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

5. 委託運用

(1) 金銭信託

(Ⅲ—1、(1)、(2)、(3)、(4)⑥、⑦)

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル、手法を勘案し、それぞれの受託運用機関に本基本方針及び運用ガイドラインに基づく運用を指示する。

受託機関の選定に当たっては当該受託機関の①经营理念、経営内容及び社会的評価、②年金性資金運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル、手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用管理体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力、経験、⑦年金性資金運用の経験、実績等を十分審査する。

(2) 受託機関の評価

清退共本部は受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、3～5年の委託期間を原則とする。

① 定量評価

定量評価に当たっては、各受託運用機関のファンド毎の時間加重収益率及び修正総合利回りを、受託運用機関との間で取り決めた資産構成に基づいて計算された複合市場平均収益率(複合ベンチマーク)と比較する。あわせて、各資産別に、同一ベンチマークによって、対象とする受託運用機関毎に比較する。

② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力の項目とし、運用スタイル、手法と実際の投資行動との整合性について検証する。あわせて、報告書やミーティングを通じて、清退共本部のニーズの把握状況や年金性資金運用に対する理解と関心について評価を行う。

(3) 委託機関のシェア変更

- ① 清退共本部は、評価結果に基づいて、受託運用機関への資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行う。
- ② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。
- ③ 市場価格の大幅な変動により、清退共本部全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、受託運用機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。
- ④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は清退共資産管理上必要が生じた場合には、清退共資産の安全性確保のため、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

(4) 委託機関の責務及び目標

- ⑥ 受託機関は、ポートフォリオの運用状況を中心とした清退共資産の管理に関する報告書(残高状況、損益状況、取引状況及び費用状況等)及び清退共資産の運用に関する報告書(パフォーマンス状況、運用方針等)を、少なくとも四半期毎に清退共本部へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、清退共本部から指示を受ける。以上の他、清退共本部の指示に従い報告を行う。
- ⑦ 清退共本部と受託運用機関は、原則として四半期毎に、ミーティングを行い、清退共資産の運用状況及び運用成果、並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。

その他清退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

期間中に新たな受託機関の選定は行っていない。

受託機関の評価については、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行っている。定量評価については、複合ベンチマークとの比較に基づく超過収益率により行い、併せて各資産別にベンチマークとの比較に基づく受託機関ごとの超過収益率とその要因分析を行っている。定性評価については、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力、清退共本部のニーズの把握状況及び年金性資金運用に対する理解と関心の7項目からなる定性評価シートにより、年度上期と下期に実施している。

評価に基づくシェア変更については、受託機関の定量評価及び定性評価に問題はなかったため、行っていない。

資産管理・運用状況の把握については、各受託機関に対し、運用ガイドラインを交付し、その遵守を指示している。資産の運用及び管理に関する報告書は、適切に作成され、遅滞なく提出されている。また、四半期ごとに受託機関と定例のミーティングを実施するほか、パフォーマンス改善に向けたミーティングを実施している。平成22年度に実施したモデル改良の効果については、四半期ごとのミーティングにおいて、改良以前と比較しておおむねプラス基調で推移していることを確認している。

欧州債務危機など、格付け変更等のイベント発生時には、国別に国債の保有状況及びその時価総額やベンチマークとの乖離状況等について確認するとともに、ガイドラインを遵守しているかどうかについて確認を行い、四半期ミーティング時には、対象国の格下げ等の信用リスク状況についての見方や継続保有・売却方針等の今後の投資方針等について確認している。

以上の状況からみれば、受託機関の評価は、基本方針に定めた基本に基づき、適切に行われていると評価できる。また、受託機関の資産管理・運用状況の把握も、適切に行われていると評価できる。期間中に行われなかった受託機関の選定及びシェア変更も含め、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

(2) 生命保険資産

(Ⅲ-2(1)～(3))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 生命保険会社の選定

信用ある格付け機関の格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率を考慮し、選定する。

(2) 生命保険会社の評価

財務格付け、ソルベンシーマージン比率等による健全性、保証利率、配当の有無並びに清退共資産の管理に係る事務量等を評価する。

(3) 生命保険会社のシェア変更

(2)の評価により必要に応じてシェアの変更を行う。

期間中に新たな生命保険会社の選定は行っていない。

生命保険会社の評価については、格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率及び清退共資産の管理に関する事務量等について実施した。いずれの事項とも問題はなかったため、期間中、評価によるシェア変更は行っていない。

以上の状況からみれば、生命保険資産の評価は、基本方針に定めた基本に基づき、

適切に行われていると評価できる。期間中に行われなかった生命保険会社の選定及びシェア変更も含め、今後とも適切に行われることが期待される。
期間中に新たな受託機関の選定は行っていない。

(3) 有価証券信託

(Ⅲ-3(1)、(2))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定及び評価

有価証券信託については、建退共本部が信託する有価証券(以下「信託有価証券」という。)の保全のため、受託機関の健全性を重視して選定し、貸出稼働率・収益率等を評価することとする。

(2) 信託有価証券の払戻

(1)の評価に基づき必要に応じて信託有価証券の払戻を行う。

期間中の有価証券信託による委託運用の実施はなかった。

6 運用管理体制

(Ⅳ-1、2、3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 運用体制の整備、充実

- ① 資産運用に係る業務は清退共本部の業務課が執行する。
- ② 資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、資産運用の専門的知識を持った人材の育成に努める。あわせて運用体制の整備・充実を図り、運用管理の合理化、コストの削減に努める。

2. 資産運用に係る委員会の設置

① 資産運用委員会の設置

清退共資産の運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

② 資産運用検討委員会の設置

資産の運用について、基本ポートフォリオの作成等運用の基本事項に関し、助言を得ることを目的として、外部の専門家で構成する資産運用検討委員会を設置する。

運用体制の整備、充実については、資産運用に係る管理者と運用者を分離し、資産運用業務を行っている。なお、平成24年度からは、資産運用に係る業務は、資金運用部で一括実施することとしている。

また、資産運用に関する専門的知識の向上を図る観点から、資産運用に関するセミナーに職員を参加させ、必要な知識の習得に努めている。

資産運用委員会については、四半期ごとに開催し、運用実績の報告、運用計画の審議を行っている。

資産運用検討委員会については、平成23年11月に開催し、基本ポートフォリオの検証結果を諮り、助言を得ている。

以上の状況からみれば、運用体制の整備、充実は適切に行われており、資産運用委

員会等の運営も適切に行われていると評価できる。今後、運用体制の一元化により、運用体制の充実が図られることが期待される。

【第二部 特別給付経理】

第1 全般の評価

清退共特別給付経理の平成23年度の資産運用に関しては、中期的に制度の安定的な運営を維持しうる収益を確保するという運用目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持している。

第2の資産運用の基本方針の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取り組みが行われており、全体としては、運用の基本方針に沿って、市場の状況及び共済事業の実情を勘案すれば、適切に行われていると評価できる。

第2 個別項目の評価

1 運用の目標

(I-1~3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 清退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を厳守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。
2. 清退共資産の運用は、清酒製造業退職金共済制度(以下「清退共制度」という。)を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。
3. 上記1、2に基づき、中退法施行令第10条に定める退職金の額を前提として、中期的に清退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標とする。

表1 平成23年度決算の概要

区 分	概 要
期末運用資産残高	324 百万円
(期末資産残高)	(326 百万円)
運 用 収 入	3 百万円
運 用 費 用	—
決算運用利回り	1.02%

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表上の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 運用収入は、損益計算書の運用収入である。
3. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを、運用資産の平均残高で除したものである。

表2 資産運用の状況

(単位：百万円、%)

運用の方法等		平成23年度末			
		資産残高	構成比	時価(参考)	決算運用利回り
自家運用		324	100.0	—	1.02
有価証券	国債	292	90.1	292	1.15
	小計	292	90.1	292	1.15
預金	短期運用	—	—	※	—
	普通預金	32	9.9	※	—
	小計	32	9.9	※	—
合計		324	100.0	—	1.02

- (注) 1. 時価(参考)欄において、時価の把握ができないものについては※とした。
 2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を平均残高で除したものである。
 3. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

表3 パフォーマンス状況

〈参考〉自家運用(有価証券)

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券	1.15%	1.46%

- (注) 1. 決算運用利回りは自家運用のうち預金を除いた数値である。
 2. 参考値は、NOMURA ボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率(総合:23年3月末~24年2月末の単純平均)である。

表4 資産配分割合状況

	基本ポートフォリオ		平成23年度末の実績	
	配分割合 a	乖離許容幅	配分割合 b	乖離幅 b-a
国内債券	100.0%	—	100.0%	0.0%
国内株式	%	—	%	—
外国債券	%	—	%	—
外国株式	%	—	%	—
合計	100.0%	—	100.0%	0.0%

資産運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、運用の基本方針に従い、退職金を将来にわたって確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本と

して実施している。また、清退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオの資産配分に沿って資産運用を行っている。

平成23年度決算については、期末運用資産残高は3億24百万円、運用収入は3百万円を計上し、決算運用利回りは1.02%であった。

当期総損失は、18百万円を計上し、年度末の利益剰余金は1億75百万円となった。

自家運用(有価証券)に係るパフォーマンス状況については、決算運用利回りが1.15%であった。

資産配分の状況については、基本方針に定めている基本ポートフォリオである国内債券100%を継続している。

以上の状況からみれば、清退共特別給付経理における資産運用は、基本方針に定める基本原則、運用の目的に基づき、運用の目標の達成に向けて、当該経理の現状を踏まえて適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

2 基本ポートフォリオ

平成22年12月27日変更の基本ポートフォリオ

(I-4(2))

[資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

	(%)				
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
資産配分	100.0	—	—	—	100.0
乖離許容幅	—	—	—	—	—

(注1) 国内債券には短期資産を含む。

(注2) 平成22年度にこの基本ポートフォリオを検証した結果の期待収益率は1.27%、標準偏差0.38%となっている。

(注3) この基本ポートフォリオは、平成15年10月1日に、5年程度の中長期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。

(注4) この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、必要に応じて見直しを行う。

資産配分については、引き続き基本ポートフォリオに定める資産配分である国内債券100%を継続している。

基本ポートフォリオの検証については、責任準備金に対する利益剰余金の割合を用いて内部要因の見直しを行い、リスクバッファは前回検証時と比較して増加したことを確認している。

以上の検証結果を平成23年11月に開催した資産運用検討委員会へ諮り、合理的であるとの助言を得て、現行ポートフォリオを継続することとしている。

以上の状況からみれば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

3 情報公開

(I-6)

[資産運用の基本方針の規定]

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

資産運用に関する情報公開については、ホームページの資産運用のサイトにおいて、基本方針、運用管理体制、資産運用状況(グラフ化した資産運用状況を含む。)、資産運用結果に対する評価、外部の専門家で構成する委員会及び用語集を掲載している。

外部の専門家で構成する委員会に関する情報については、資産運用検討委員会及び資産運用評価委員会の資料及び議事要旨を引き続き公開している。

その他の関連する情報については、情報公開のサイトの「財務に関する情報」において、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を公開している。

以上の状況からみれば、資産運用に関する情報公開は、適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、適切で分かりやすい情報公開に努めることが期待される。

4 自家運用の遂行

(II-2)

[資産運用の基本方針の規定]

- ① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保するため、バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。
- ② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券への投資額は、原則として自家運用における債券保有総額の10%を超えないこととする。
- ③ 信用リスクを管理する観点からは、社債(金融債を含む。)及び円貨建外国債の取得は指定格付け機関の一からA格以上を取得しているものとする。取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の業績の推移等に留意しつつ、厳格に個別管理する。

自家運用については、バイ・アンド・ホールドの原則を踏まえた長期・安定的な債券投資を継続している。保有債券の売却は行っていない。

リスク管理については、自家運用の債券は、国債のみであり、同一発行体が発行した債券に係る保有制限の対象となる投資はない。また、格付け制限の対象となる債券の取得及び保有もなかった。

以上の状況からみれば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

5 委託運用

(1) 金銭信託

(III-1、(1)、(2)、(3)、(4)⑥、⑦)

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル、手法を勘案し、それぞれの受託運用機関に本基本方針及び運用ガイドラインに基づく運用を指示する。

受託機関の選定に当たっては当該受託機関の①経営理念、経営内容及び社会的評価、②年金性資金運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル、手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用管理体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力、経験、⑦年金性資金運用の経験、実績等を十分審査する。

(2) 受託機関の評価

清退共本部は受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、3～5年の委託期間を原則とする。

① 定量評価

定量評価に当たっては、各受託運用機関のファンド毎の時間加重収益率及び修正総合利回りを、受託運用機関との間で取り決めた資産構成に基づいて計算された複合市場平均収益率(複合ベンチマーク)と比較する。あわせて、各資産別に、同一ベンチマークによって、対象とする受託運用機関毎に比較する。

② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力の項目とし、運用スタイル、手法と実際の投資行動との整合性について検証する。あわせて、報告書やミーティングを通じて、清退共本部のニーズの把握状況や年金性資金運用に対する理解と関心について評価を行う。

(3) 委託機関のシェア変更

- ① 清退共本部は、評価結果に基づいて、受託運用機関への資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行う。
- ② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。
- ③ 市場価格の大幅な変動により、清退共本部全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、受託運用機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。
- ④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は清退共資産管理上必要が生じた場合には、清退共資産の安全性確保のため、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

(4) 委託機関の責務及び目標

⑥ 受託機関は、ポートフォリオの運用状況を中心とした清退共資産の管理に関する報告書(残高状況、損益状況、取引状況及び費用状況等)及び清退共資産の運用に関する報告書(パフォーマンス状況、運用方針等)を、少なくとも四半期毎に清退共本部へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、清退共本部から指示を受ける。以上の他、清退共本部の指示に従い報告を行う。

⑦ 清退共本部と受託運用機関は、原則として四半期毎に、ミーティングを行い、清退共資産の運用状況及び運用成果、並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。

その他清退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

期間中の金銭信託による委託運用の実施はなかった。

(2) 生命保険資産

(Ⅲ-2(1)～(3))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 生命保険会社の選定

信用ある格付け機関の格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率を考慮し、選定する。

(2) 生命保険会社の評価

財務格付け、ソルベンシーマージン比率等による健全性、保証利率、配当の有無並びに清退共資産の管理に係る事務量等を評価する。

(3) 生命保険会社のシェア変更

(2)の評価により必要に応じてシェアの変更を行う。

期間中の生命保険資産による委託運用の実施はなかった。

(3) 有価証券信託

(Ⅲ-3(1)、(2))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定及び評価

有価証券信託については、建退共本部が信託する有価証券(以下「信託有価証券」という。)の保全のため、受託機関の健全性を重視して選定し、貸出稼働率・収益率等を評価することとする。

(2) 信託有価証券の払戻

(1)の評価に基づき必要に応じて信託有価証券の払戻を行う。

期間中の有価証券信託による委託運用の実施はなかった。

6 運用管理体制

(Ⅳ-1、2、3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 運用体制の整備、充実

① 資産運用に係る業務は清退共本部の業務課が執行する。

② 資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、資産運用の専門的知識を持った人材の育成に努める。あわせて運用体制の整備・充実を図り、運用管理の合理化、コストの削減に努める。

2. 資産運用に係る委員会の設置

① 資産運用委員会の設置

清退共資産の運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

② 資産運用検討委員会の設置

資産の運用について、基本ポートフォリオの作成等運用の基本事項に関し、助言を得ることを目的として、外部の専門家で構成する資産運用検討委員会を設置する。

運用体制の整備、充実については、資産運用に係る管理者と運用者を分離し、資産運用業務を行っている。なお、平成24年度からは、資産運用に係る業務は、資金運用部で一括実施することとしている。

また、資産運用に関する専門的知識の向上を図る観点から、資産運用に関するセミナーに職員を参加させ、必要な知識の習得に努めている。

資産運用委員会については、四半期ごとに開催し、運用実績の報告、運用計画の審議を行っている。

資産運用検討委員会については、平成23年11月に開催し、基本ポートフォリオの検証結果を諮り、助言を得ている。

以上の状況からみれば、運用体制の整備、充実は適切に行われており、資産運用委員会等の運営も適切に行われていると評価できる。今後、運用体制の一元化により、運用体制の充実が図られることが期待される。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業における平成23事業年度
に係る資産運用結果に対する評価報告書

平成24年11月12日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用評価委員会委員名簿

- | | | |
|---------|---------|--|
| | 小 粥 泰 樹 | 株式会社野村総合研究所
金融 IT イノベーション事業本部
副本部長 |
| (委員長) | 奥 村 明 雄 | 一般財団法人 日本環境衛生センター
理事長 |
| | 鈴 木 豊 | 公認会計士 鈴木豊 事務所
公認会計士 |
| | 宮 森 正 和 | 元UFJ総合研究所(現三菱UFJリサーチ&コンサルティング)
常務取締役金融本部本部長 |
| (委員長代理) | 米 澤 康 博 | 早稲田大学
大学院ファイナンス研究科教授 |

(敬称略、五十音順)

目 次

はじめに -----	1
○ 林業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価	
第1 全般の評価 -----	2
第2 個別項目の評価	
1. 運用の目標 -----	2
2. 基本ポートフォリオ-----	5
3. 情報公開 -----	6
4. 自家運用の遂行-----	6
5. 委託運用 -----	7
6. 運用管理体制 -----	9

(注) 本文中、枠囲みの文章は「資産運用の基本方針」の抜粋である。

※ 数値の端数処理について

- ・ 当期総利益、利益剰余金の端数は、切り捨て
- ・ 当期総損失、繰越欠損金の端数は、切り上げ
- ・ 上記以外の数値については四捨五入

はじめに

独立行政法人は、組織、業務等について独立行政法人評価委員会において評価されることとなっている。

これを受け、当委員会は毎年度の資産運用結果について評価を行っており、平成 23 年度の資産運用結果に対する評価については資産運用の基本方針に沿った運用がなされているかどうかを中心として評価することとし、資産運用関連の数値が確定する時期を待って平成 24 年 6 月 18 日に委員会を開催し、機構から運用結果の報告を受け、平成 24 年 7 月 5 日の委員会において、「平成 23 事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書（平成 24 年 7 月 10 日）」を取りまとめた。この評価結果は、7 月に開催された厚生労働省独立行政法人評価委員会に報告された。

平成 23 年度全般にわたる個別具体的な評価については、平成 24 年 9 月 28 日に委員会を開催し、更に審議を行い本報告書に取りまとめた。

本報告書の内容が十分活用され、機構の資産運用がより一層適切に行われるよう期待したい。

○林業退職金共済事業における資産運用結果に対する評価

第1 全般の評価

林業退職金共済事業（以下「林退共」という。）給付経理の平成23年度の資産運用に関しては、中期的に制度の安定的な運営を維持しうる収益を確保するという運用目標の達成に向けて、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を維持した上で、適切に行われている。また、委託運用についてはベンチマークを上回るパフォーマンスとなっているなど、市場の状況及び共済事業の実情を勘案すれば、適切な運用が行われていると評価できる。

第2の資産運用の基本方針の規定に基づく個別項目の評価の結果にも見られるように、一定の取り組みが行われており、全体としては、運用の基本方針に沿って、市場の状況及び共済事業の実状を勘案すれば、適切に行われたと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。

○累積欠損金については、減少しているものの、今後ともその早期解消に向けて努力することが期待される。

第2 個別項目の評価

1 運用の目標

(I-1~3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 林退共資産の運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、退職金を将来にわたり確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施するものとする。
2. 林退共資産の運用は、林業退職金共済制度（以下「林退共制度」という。）を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とする。
3. 上記1、2に基づき、中退法施行令第10条に定める退職金の額を前提として、中期的に林退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目標とする。

表1 平成23年度決算の概要

区 分	概 要
期末運用資産残高 (期末資産残高)	13,630 百万円 (13,760 百万円)
運 用 収 入 (うち金銭信託評価益)	256 百万円 (138 百万円)

運用費用	2百万円
決算運用利回り	1.95%

- (注) 1. 期末資産残高は貸借対照表の資産総額であり、期末運用資産残高は期末資産残高から貸借対照表の未収収益等を控除した資産の総額である。
2. 運用収入は、損益計算書の運用収入である。
3. 決算運用利回りは、損益計算書の運用収入から運用費用を減じたものを運用資産の平均残高で除したものである。

表2 資産運用の状況

(単位：百万円、%)

運用の方法等	平成23年度末				
	資産残高	構成比	時価(参考)	決算運用利回り	
自家運用	8,724	64.0	—	1.34	
有価証券	国債	2,307	16.9	2,399	1.22
	政府保証債	4,884	35.8	5,110	1.52
	金融債	400	2.9	403	1.11
	小計	7,591	55.7	7,913	1.39
預金	短期運用	1,020	7.5	※	0.04
	普通預金	113	0.8	※	—
	小計	1,133	8.3	※	0.04
委託運用	4,906	36.0	—	3.01	
金銭信託	4,361	32.0	4,361	3.27	
生命保険資産	545	4.0	※	0.75	
(有価証券信託)			—	0.03	
合計	13,630	100.0	—	1.95	

- (注) 1. 時価(参考)欄において、時価の把握ができないものについては※とした。
2. 決算運用利回りは、運用収益(費用控除後)を平均残高で除したものである。
3. 短期運用は譲渡性預金である。
4. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

表3 パフォーマンス状況
委託運用(金銭信託)

資産区分	① 時間加重収益率		② ベンチマーク		①-② 超過収益率
		構成比		構成比	
国内債券	3.24%	84.3%	2.94%	84.5%	0.30%
国内株式	5.17%	9.2%	0.59%	9.2%	4.58%
外国債券	4.46%	6.5%	4.99%	6.3%	-0.53%
合計	3.55%	100.0%	2.98%	100.0%	0.57%

- (注) 1. 委託運用のうち生命保険資産、有価証券信託については、ベンチマーク比較に適さないことから除いている。
2. 時間加重収益率は、費用控除前である。
3. ①の構成比欄は、期末構成比であり、期中の変化を反映した時間加重収益率のものとは必ずしも一致しない。
4. ②の構成比欄は、受託運用機関へ提示した構成比である。
5. ベンチマークの合計欄は、構成比による加重平均である。
6. 委託運用（金銭信託）の資産区分ごとのベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。
- ・ 国内債券 NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
 - ・ 国内株式 TOPIX（配当込み）
 - ・ 外国債券 シティグループ世界国債インデックス（日本を除く、円換算）
7. 単位未満は、四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(参考) 自家運用（有価証券）

資産区分	決算運用利回り	参考値
有価証券等	1.39%	1.46%

- (注) 1. 決算運用利回りは、自家運用のうち預金を除いた数値である。
2. 参考指標はNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックスの額面加重平均利率（総合：23年3月末～24年2月末の単純平均）である。

表4 資産配分の状況

	基本ポートフォリオ		平成23年度末の実績	
	資産配分 a	乖離許容幅	資産配分 b	乖離幅 b-a
国内債券	95.6%	±2.0%	95.0%	-0.6%
国内株式	2.6%	±1.0%	2.9%	0.3%
外国債券	1.8%	±1.0%	2.1%	0.3%
合計	100.0%	—	100.0%	—

資産運用に当たっては、中退法その他の法令を遵守するとともに、運用の基本方針に従い、退職金を将来にわたって確実に給付することができるよう、安全かつ効率を基本として実施している。また、林退共制度の安定的な運営を維持しうる収益の確保を目標として、基本方針に定める基本ポートフォリオの資産配分に沿って資産運用を行っている。

平成23年度決算については、期末運用資産残高は136億30百万円、運用収入は2億56百万円を計上し、決算運用利回りは1.95%であった。

運用収入が前年度と比較して増加した主な要因は、主要国の長期金利が低下した影響で金銭信託評価益がプラスとなったことが大きかった。この結果、当期総利益は、1億5百万円を計上し、年度末の累積欠損金は13億4百万円に減少した。

委託運用に係るパフォーマンス状況については、金銭信託の2資産(国内債券・国内株式)がベンチマークを上回り、外国債券がベンチマークを下回ったが、全体では、複合ベンチマークを上回る結果(対ベンチマーク比+0.57%)となった。なお、自家運用(有価証券)に係るパフォーマンス状況については、決算運用利回りが1.39%であった。

資産配分の状況については、いずれの資産も基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まっている。

以上の状況からみれば、林退共事業における資産運用は、基本方針に定める基本原則、運用の目的に基づき、運用の目標の達成に向けて、市場の状況を踏まえて適切に行われていると評価できる。累積欠損金の早期解消に留意しつつ、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

2 基本ポートフォリオ

平成 22 年 12 月 27 日変更の基本ポートフォリオ

(I-4(2))

[資産運用の基本方針の規定]

基本ポートフォリオの資産配分割合は以下のとおりとする。

	(%)			
	国内債券	国内株式	外国債券	合計
資産配分	95.6	2.6	1.8	100.0
乖離許容幅	±2.0	±1.0	±1.0	

(注1) 国内債券には財政融資資金預託金、生命保険資産、新株予約権付社債、短期資産を含む。

(注2) 平成 22 年度にこの基本ポートフォリオを検証した結果、その期待収益率は 1.32%、標準偏差は 0.55%である。

(注3) この基本ポートフォリオは、平成 15 年 10 月 1 日に、5 年程度の中期的観点から、現行の退職金の額を負債の前提として、最適な資産配分を策定したものである。

(注4) この基本ポートフォリオは毎年度検証することとし、また、中退法施行規則令第 10 条に定める退職金の額の見直し等の状況にも対応し、必要に応じて見直しを行う。

資産配分については、基本ポートフォリオに定める資産配分割合を乖離許容幅の範囲内で維持するよう管理表を作成し、月次管理を実施している。この結果、期間中の資産配分実績は、乖離許容幅の範囲内で推移している。

基本ポートフォリオの検証については、新たな経済予測に基づく数値を用いて外部要因の見直しによる検証を行い、現行の基本ポートフォリオは効率的フロンティアからほとんど乖離がなく、効率的なポートフォリオであることを確認している。また、責任準備金に対する利益剰余金の割合を用いて内部要因の見直しを行い、リスクバッファ、ショートフォール確率とも前回検証時と同水準であることを確認している。

以上の検証結果を平成23年11月に開催した資産運用検討委員会へ諮り、合理的であるとの助言を得て、現行ポートフォリオを継続することとしている。

以上の状況からみれば、基本ポートフォリオに基づく資産配分は適切に行われており、基本ポートフォリオの検証も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

3 情報公開

(I-6)

[資産運用の基本方針の規定]

運用の基本的な方針や運用の結果等、資産運用に関する情報について、適時、公開する。

資産運用に関する情報公開については、ホームページの資産運用のサイトにおいて、基本方針、運用管理体制、資産運用状況(グラフ化した資産運用状況を含む。)、資産運用結果に対する評価、外部の専門家で構成する委員会及び用語集を掲載している。

外部の専門家で構成する委員会に関する情報については、資産運用検討委員会及び資産運用評価委員会の資料及び議事要旨を引き続き公開している。

その他の関連する情報については、情報公開のサイトの「財務に関する情報」において、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を公開している。

以上の状況からみれば、資産運用に関する情報公開は、適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き、適切で分かりやすい情報公開に努めることが期待される。

4 自家運用の遂行

(II-2)

[資産運用の基本方針の規定]

- ① 長期保有によるインカム・ゲインにより退職給付金等の支払財源を確保するため、バイ・アンド・ホールドを原則とする長期・安定的な債券投資を行うこととする。
- ② 国債、地方債、政府保証債、金融債以外の債券及び公社債投資信託の受益証券を取得する場合における、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、原則として自家運用における債券保有総額の10%を超えないこととする。
- ③ 信用リスクを管理する観点からは、金融債、財投機関債、社債券(特定社債券を含む。)及び円貨建外国債の取得は指定格付け機関の一からA格以上を取得しているものとする。取得後に格付けがA格未満に低下した場合は、発行体の業績の推移等に留意しつつ、厳格に個別管理する。

自家運用については、バイ・アンド・ホールドの原則を踏まえた長期・安定的な債券投資を継続している。保有債券の売却は行っていない。

リスク管理については、自家運用の債券は、国債、政府保証債及び金融債であり、同一発行体が発行した債券に係る保有制限の対象となる投資はない。また、格付け制限の対象となる債券については、A格以上の金融債を保有している。

以上の状況からみれば、自家運用の遂行に関しては、基本方針に定める基本的投資

スタンスは遵守されており、リスク管理も適切に行われていると評価できる。今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

5 委託運用

(1) 金銭信託

(Ⅲ-1(1)、(2)、(3)、(4))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定

委託運用に当たっては、運用スタイル、手法を勘案して受託運用機関を選定し、それぞれの受託運用機関に本基本方針及び運用ガイドラインに基づく運用を指示する。

受託機関の選定に当たっては、当該受託機関の①経営理念、経営内容及び社会的評価、②年金性資金運用に対する理解と関心、③運用方針及び運用スタイル、手法、④情報収集システム、投資判断プロセス等の運用管理体制、⑤法令等の遵守状況、⑥運用担当者の能力、経験、⑦年金性資金運用の経験、実績等を十分審査する。

(2) 受託機関の評価

林退共本部は、受託機関について、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行う。この場合、評価の対象期間は、3～5年の委託期間を原則とする。

① 定量評価

定量評価に当たっては、各受託運用機関のファンド毎の時間加重収益率及び修正総合利回りを、各受託運用機関との間で取り決めた資産構成に基づいて計算された複合市場平均収益率(複合ベンチマーク)と比較する。あわせて、各資産別に、同一のベンチマークによって、対象とする受託運用機関毎に比較する。

② 定性評価

定性評価に当たっては、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力の項目とし、運用スタイル、手法と実際の投資行動との整合性について検証する。あわせて、報告書やミーティングを通じて、林退共本部のニーズの把握状況や年金性資金運用に対する理解と関心について評価を行う。

(3) 受託機関のシェア変更

① 林退共本部は、評価結果に基づいて、受託運用機関への資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行う。

② 成績が著しく不振であるときには、上記の評価を待たず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

③ 市場価格の大幅な変動により、林退共本部全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、その修正を行う必要があるときには、受託運用機関の評価の優劣にかかわらず、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除等を行うことがある。

④ 法令、契約書若しくは指示事項に違反したと認められる場合又は林退共資産管理上必要が生じた場合には、林退共資産の安全性確保のため、資産配分シェアの変更、委託契約の変更、解除を行うことがある。

(4) 受託機関の責務及び目標

⑥ 受託機関は、ポートフォリオの運用状況を中心とした林退共資産の管理に関する報告書(残高状況、損益状況、取引状況及び費用状況等)及び林退共資産の運用に関する報告書(パフォーマンス状況、運用方針等)を、少なくとも四半期毎に林退共本部へ提出する。また、法令、契約書又は指示事項に違反した場合は、直ちに申し出るとともに、林退共本部からの指示を受ける。

以上の他、林退共本部の指示に従い報告を行う。

⑦ 林退共本部と受託運用機関は、原則として四半期毎にミーティングを行い、林退共資

産の運用状況及び運用成果並びに今後の市場見通し及びそれに基づく運用方針、運用計画の重要事項について協議を行う。
その他、林退共本部と受託機関は必要に応じ、情報交換、協議を行う。

期間中に新たな受託機関の選定は行っていない。

受託機関の評価については、定量評価に定性評価を加えた総合的な評価を行っている。定量評価については、複合ベンチマークとの比較に基づく超過収益率により行っている。超過収益率については、資産配分効果、個別資産効果、その他の効果に分類して実施している。併せて各資産別にベンチマークとの比較に基づく受託機関ごとの超過収益率とその要因分析を行っている。定性評価については、運用体制、投資方針、リスク管理体制、運用能力、説明能力、林退共本部のニーズの把握状況及び年金性資金運用に対する理解と関心の7項目からなる定性評価シートにより、年度上期と下期に実施している。

評価に基づくシェア変更については、受託機関の定量評価及び定性評価において、問題はなかったため、行っていない。

資産管理・運用状況の把握については、各受託機関に対し、運用ガイドラインを交付し、その遵守を徹底させている。資産の運用及び管理に関する報告書は、適切に作成され、遅滞なく提出されている。また、四半期ごとに受託機関と定例のミーティングを実施し、運用環境と運用実績、要因分析等についての報告と、今後の運用環境の見通し、運用方針等についての説明を受けるとともに、リスク管理指標(トラッキングエラー)を把握し、受託機関のリスク管理に努めている。

欧州債務危機など、格付け変更等のイベント発生時には、国別に国債の保有状況及びその時価総額やベンチマークとの乖離状況等について確認するとともに、ガイドラインを遵守しているかどうかについて確認を行い、四半期ミーティング時には、対象国の格下げ等の信用リスク状況についての見方や継続保有・売却方針等の今後の投資方針等について確認している。

以上の状況からみれば、受託機関の評価は、基本方針に定めた基本に基づき、適切に行われていると評価できる。また、受託機関の資産管理・運用状況の把握も、適切に行われていると評価できる。期間中に行われなかった受託機関の選定及びシェア変更も含め、今後とも引き続き適切に行われることが期待される。

(2) 生命保険資産

(Ⅲ-2(1)~(3))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 生命保険会社の選定

信用ある格付け機関の格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率等を考慮し、選定する。

(2) 生命保険会社の評価

財務格付け、ソルベンシーマージン比率等による健全性、保証利率、配当の有無並びに林退共資産の管理に係る事務量等を評価する。

(3) 生命保険会社のシェア変更

(2)の評価により必要に応じてシェアの変更を行う。

期間中に新たな生命保険会社の選定は行っていない。

生命保険会社の評価については、格付け、ソルベンシーマージン比率、保証利率及び林退共資産の管理に関する事務量等について実施した。いずれの事項とも問題はなかったため、期間中、評価によるシェア変更は行っていない。

以上の状況からみれば、生命保険資産の評価は、基本方針に定めた基本に基づき、適切に行われていると評価できる。期間中に行われなかった生命保険会社の選定及びシェア変更も含め、今後とも適切に行われることが期待される。

(3) 有価証券信託

(Ⅲ-3(1)、(2))

[資産運用の基本方針の規定]

(1) 受託機関の選定及び評価

有価証券信託については、林退共本部が信託する有価証券(以下「信託有価証券」という。)の保全のため、受託機関の健全性を重視して選定し、貸出稼働率・収益率等を評価することとする。

(2) 信託有価証券の払戻

(1)の評価に基づき必要に応じて信託有価証券の払戻を行う。

期間中に新たな受託機関の選定は行っていない。

受託機関の評価については、財務状況、貸出稼働率、収益率等により行っている。

受託機関として信託銀行1社を採用しているが、これらの評価基準について良好であるため、期間中、評価による払い戻しは行っていない。

平成20年度の金融危機以降、受託機関に指示してきた、貸出先を国内系金融機関に限定すること、貸出期間を短縮することについては、リスク管理上の観点から、平成23年度も継続して実施している。なお、一層のリスク低減を図るため、有担保取引に限定した貸出を検討したが、貸出ニーズに対応する債券の保有額が僅少なため、平成23年度末に有価証券信託を全て解約している。

以上の状況からみれば、受託機関の評価は、基本方針に定めた基本に基づき適切に行われていると評価できる。

6 運用管理体制

(Ⅳ-1、2、3)

[資産運用の基本方針の規定]

1. 運用体制の整備、充実

① 資産運用に係る業務は林退共本部の業務課が執行する。

② 同課では、資産運用を取り巻く環境の変化に対応できるよう、資産運用の専門的知識を持った人材の育成に努める。あわせて運用体制の整備、充実を図り、運用管理の合理化、コストの削減に努める。

2. 資産運用委員会の設置

林退共資産の運用に関する基本方針、運用計画及び資産の配分等の重要事項を審議

することを目的として、担当役職員で構成する資産運用委員会を設置する。

3. 資産運用検討委員会の設置

資産の運用について、基本ポートフォリオの作成等運用の基本事項に関し、助言を得ることを目的として、外部の専門家で構成する資産運用検討委員会を設置する。

運用体制の整備、充実については、資産運用に係る管理者と運用者を分離し、資産運用業務を行っている。なお、平成24年度からは、資産運用に係る業務は、資金運用部で一括実施することとしている。

また、資産運用に関する専門的知識の向上を図る観点から、資産運用に関するセミナーに職員を参加させ、必要な知識の習得に努めている。

資産運用委員会については、四半期ごとに開催し、運用実績の報告、運用計画の審議を行っている。

資産運用検討委員会については、平成23年11月に開催し、基本ポートフォリオの検証結果を諮り、助言を得ている。

以上の状況からみれば、運用体制の整備、充実は適切に行われており、資産運用委員会等の運営も適切に行われていると評価できる。今後、運用体制の一元化により、運用体制の充実が図られることが期待される。

能力開発プログラムの概要

職務	組織開発・全体研修	基本研修	修 門 能 力 等 研 修	実 務 部 門 別 修	自己啓発に対する支援	その他
部・次長	顧客サービスに関する意識向上等のための基本研修 個人情報保護、制度改正等の重要事項に関する研修 資産運用に係るトピックス的情報の提供	新任管理職研修 新任代理研修 新任係長研修 新規採用者研修	人事管理・マネジメント能力研修 コミュニケーション能力研修 部下の管理・メンタルヘルス研修 電話対応スキル研修 企業年金制度研修 資産運用基礎研修Ⅰ・Ⅱ プレゼンテーション能力研修 エクセル等の基礎研修 独法会計・経理基礎研修	○ ○ J T ・ 職 場 内 実 務 訓 練 ○ 他 の 部 課 からの 異 動 者 研 修 ○ 外 部 セ ミ ナ ー への 派 遣 システム部門 データベース、ネットワーク、プログラミング等に関する実務研修 資産運用部門 資産管理、資金運用、有価証券の売買等に関する実務研修 加入促進等部門 プレゼンテーション能力の向上、広域宣伝力の強化等のための研修等 契約、給付相談部門 クレーム処理能力等の向上のための研修等 人事・会計部門 独立行政法人会計基準、財務諸表等に関する実務研修 給与支給、労務管理（衛生管理、労働関係法令の改正等）等の実務研修	ナ・ファイナンシャルプラン 証券アナリシス 社会保険労務士 等 資格取得支援制度 受検日の特別休暇 受検料の補助 通信教育受講費の補助	社 内 勉 強 会 に 対 す る 人 的 ・ 物 的 支 援 外 部 機 関 と の 人 事 交 流
課・室長						
課・室長代理						
係長						
主任係員						

(注) ・基本研修及び自己啓発に対する支援については、各部の協力を得ながら、総務部で企画・立案を行い、実施する。
 ・実務研修については、総務部と連携を図りつつ、各部で企画・立案を行い、実施する。